

## 平成26年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年9月17日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 平成26年9月17日 午前8時58分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 審査事件名

- 認定第1号 平成25年度可児市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成25年度可児市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成25年度可児市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成25年度可児市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成25年度可児市自家用工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成25年度可児市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成25年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成25年度可児市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成25年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成25年度可児市土田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成25年度可児市北姫財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成25年度可児市平牧財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 平成25年度可児市二野財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 平成25年度可児市大森財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第15号 平成25年度可児市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について

### 5. 出席委員 (19名)

委員長	伊藤 壽	副委員長	板津 博之
委員	林 則夫	委員	可児 慶志
委員	亀谷 光	委員	富田 牧子
委員	伊藤 健二	委員	小川 富貴
委員	中村 悟	委員	山根 一男
委員	野呂 和久	委員	天羽 良明
委員	川合 敏己	委員	酒井 正司
委員	澤野 伸	委員	山田 喜弘

委員 伊藤英生  
委員 出口忠雄

委員 山口正博

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議長 川上文浩

8. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長 西田清美  
水道部長 村瀬良造  
人づくり課長 川合俊  
環境課長 高野志郎  
市民課長 豊吉常晃  
図書館長 細野雅央  
都市計画課長 纈纈新吾  
建築指導課長 守口忠志  
下水道課長 平田浩二

建設部長 西山博文  
地域振興課長 坪内豊  
生涯学習文化室長 堀部建樹  
土木課長 丹羽克爾  
スポーツ振興課長 長瀬繁生  
建設部次長兼  
用地課長 樋口孝男  
都市整備課長 三好英隆  
上下水道料金課長 小栗正好  
水道課長 田中正規

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局  
書記 小池祐功

議会事務局  
書記 村田陽子

委員長（伊藤 壽君） それでは、おはようございます。

出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を再開いたします。

本日は、当委員会に付託されました認定第1号から認定第15号の平成25年度各会計決算のうち、建設市民委員会所管分に対する質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてから発言をしてください。

それでは、お手元に配付した事前質疑によって1問ずつ行います。重複する質問につきましては、事前質疑を提出していただいた全ての委員に順次説明をいただきます。また、関連質問はその都度認めます。そのほかの質疑につきましては、事前質疑終了後に改めて発言をしていただきます。

執行部に申し上げます。

既に一般質問で答弁された内容につきましては、簡潔に答弁をしてください。

それでは、認定第1号から認定第15号の平成25年度各会計決算について1問ずつ質疑をいただきますが、資料の説明をさせていただきます。建設部所管部分の主な事業から全体の事業に係る資料を4事業に対して提出していただいておりますので、参考にしてください。お手元に配付してあります。

それでは、富田牧子委員より1問ずつ質疑をいただきますので、よろしくお願いたします。初めの2つの質疑につきましては一括で行いますので、よろしくお願いたします。

委員（富田牧子君） 議案番号4の36ページ、多文化共生事業ですが、ロタ島との交流事業が平成25年度で終了しましたが、この交流事業の総括について伺います。

委員（酒井正司君） 同じく事業検証の結果、終了したとあるが、その検証内容、特に反省点を今後の交流事業にどのように生かすか。事業打ち切りを相手国に伝えた方法はいかがでしたでしょうか。以上です。

地域振興課長（坪内 豊君） おはようございます。

それでは、お答えします。

友好都市提携を結びました平成7年から平成22年までの間に相互の人的交流としまして、ロタ島への訪問が16回、それからロタ島からの来訪が5回ありまして、本市からは親善大使として中・高生125名が参加をしております。

平成24年度に行いましたロタ島親善大使経験者の方へのアンケートによりますと、7割の方が外国の文化などに興味を持ったと、5割の方が外国語によるコミュニケーションに関心を持ったというようなことで、外国語の学習や海外留学、海外での仕事への思いを持ったというふうにあります。

海外ボランティアとか、こういった国際交流に関するボランティアをしたいという方が約3割、可児市の外国人に対する支援をしたいという人が約1割というふうで、外国人への支援をしたいという人も生まれたということが言えるかと思えます。

親善大使として派遣され、子供たちが国際的に活躍したい、あるいは国際交流、国際協力に取り組みたいといった意識を持ちまして、中には実現した方も見えるということがわかりました。

平成24年度、平成25年度の2カ年におきましては、小学校におけます中継教育、それから所管による交流を行いました。これに対しまして児童へのアンケートを行ったところ、多くの児童が、相手の顔が見られて声が聞けたとか、友達になれたなどという、よい経験ができたというような回答が多くありました。こういったことから、ロタ島交流事業につきましては、英会話の体験、他国の文化に触れることができたということなど、教育分野を主体とした海外の子供との交流については、一定の成果が得られたというふうに考えております。

一方、ロタ島との交流事業では、課題も見つかりました。

初期の派遣事業におきましては、交流者と対象者が限定されていた関係で、多くの子供が参加できる事業ではなかったというようなことが1点あるかと思えます。

それから、ロタ島からの親善大使の来訪が少ないということがありました。その上に、政府関係者を含めた費用の多く、これは可児市が負担をしたというようなこともあります。

それから、これは大きな問題で、可児市主導でないとなかなか事業が進まないという点もありましたし、メイヤーの交代にあわせてオフィスやスタッフも総入れかえとなってしまうなど、事業実績を積み重ねていく上でも困難があったかと思えます。

このあたりを反省しまして、現在行っておりますオーストラリアとの交流では、次のようなことに配慮して事業を展開していきたいというふうに考えております。

まずは子供たちを派遣するだけでなく、今行っておりますが、スカイプを使いまして英語学習に取り組んでいくなど、多くの子供たちが参加できる活動をベースにしたいというふうに考えております。

それから可児市の子供たちの国際化、これが最初の事業目的でございますので、子供たちのコミュニケーション能力の向上、国際人感覚の習得に向けて、多くの子供たちが参加できる事業にしたいというふうに考えております。こういったことにロタ島交流事業で得た経験、成果を発展的に継承したいというふうに考えております。

また、現在交流を行っておりますオーストラリアとは、対等な費用負担によりまして事業を展開しております。今月のプレンベール小学校の子供たちが可児市を訪れる費用につきましては、オーストラリア側が負担をしているというものでございます。

また、学校や子供たちだけではなくて、さまざまな分野での交流を推進して、将来的には市民レベルでの交流を目指したいというふうに考えております。

あと、ロタ島との学校交流会の事業打ち切りに関しましては、メイヤー宛てと学校長宛てにメールによりまして書面を送付しまして、相手からも了解したという旨の書面をいただいております。以上です。

委員（酒井正司君） 多くの反省点があって、認識されているということは結構なんですけど、何でもそうですが、スタートするときにはかなり相思相愛でスタートするんですけど、別れると

というのは一番難しいそうなんです。ましてや子供たちが友達ができたと喜んでいるということになると、この先ということに交流事業は視点を置いておかないかならうと思うんですよ。書面で了解したということですが、打ち切りについての正式な訪問といいますが、そういうことはお考えじゃなかったんですか。

地域振興課長（坪内 豊君） 今回の事業の打ち切りにつきましては、この2カ年、始める前にこういったことをやってみようということで始めております。この事業自体は打ち切りという話になったわけなんですけれども、友好都市提携を取りやめるとか、そういったことをしているわけではございませんので、事業自体は打ち切りになっておりますけれども、今後のフォローとか、そういったことにつきましては、まだこれから考えていける余地はあるのかなというふうには考えておりますが、都市提携を切っているわけではございませんので、そういった意味での打ち切りの連絡というふうにお考えください。以上です。

委員（小川富貴君） 私、そこをお聞きしたかったんです。今後のつながりをどのような形で考えていらっしゃるのかということ、まずお尋ねさせてください。

地域振興課長（坪内 豊君） 国際交流事業として新たにスタートしたのが、今、オーストラリアとの交流事業ということになります。この交流事業につきましても、オーストラリア・レッドランドだけとの交流ということ視点に入れてやっているわけではございませんでして、いろんな可能性を考えていければというふうには考えております。

いろんな意味合いで、事業の先ほどの反省点、課題、そういったことを踏まえて、効果的であるということに対してどういうふうにしていくかというのを今後考えて、いろんな可能性を探りたいというふうには考えております。以上です。

委員（小川富貴君） 今までロタ島に関して投入してきた金額ですとか、経験ですとかをオーストラリアに全て生かすという転換ではなくて、メイヤーが交代したからがらっと向こうが交代したというのなら、こちらのメイヤーが交代することによってがらっとロタ島から見れば変わったという見方にならないように、せつかく積み上げたお金があるわけです、経験もあるわけです。それをこちらもやるけれども、こちらも何とかどういう形かでつなげていって、もっと大きな輪ができるような展開を求めるべきではないかと思うんです。それはたくさん費用を投入しろということではなく、少なくとも顔の見える1人や2人の人は必ずいると思うんです。何らかの形でつながっていくということが、求められる事業の形ではなかろうかというふうに思います。

国際人を育てる。ロタ島は対象人数が少なかった、オーストラリアは対象人数を多くするというふうにおっしゃいました。それでもって国際人を育てていくということをおっしゃったんですけれども、私、一般質問でもやったように大勢の外国人が可児市にはいらっしゃるものですから、そういう意味での国際人を育てるということも含めて総合的に考えていただきたいというふうに思います。以上です。

地域振興課長（坪内 豊君） 今、委員がおっしゃったとおりで、可児市にはたくさんの外国人の方、外国籍の市民の方が見えます。そこを抜きにして国際化ということは進められな

いなというふうに考えております。まずそこが原点というふうに考えております。

ですので、私どもで今考えております国際交流事業というのは、オーストラリアに限った話ではなくて、もっと広い視野で、当然この地に足をつけたというところからスタートしてということで考えておりますので、今おっしゃったようなことがベースというふうには思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

委員（山根一男君） 同じく36ページです。多文化共生事業。

多文化共生推進会議が3回開かれています。それぞれどのようなことが話し合われているのでしょうか。また、緊急雇用創出事業に伴う外国人相談窓口業務委託料は対前年約197万円ふえています。その内容や取扱件数の内訳はいかがでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

多文化共生推進会議では、多文化共生推進計画の計画的な推進のため、毎年度計画の進捗状況の確認や点検を行うとともに、社会情勢の変化や新たな課題等に対応した計画の見直しなどを提言いただいております。

委員の構成は、多文化共生推進団体を初め公募市民、企業代表者、在住外国人などがございます。

課題に対して幅広い意見をいただいております。在住外国人代表からは、外国人市民の声を直接聞くことができるというような機会がございます。

平成25年度は、次の内容で3回開催しております。第1回につきましては、前年度の実績報告と、平成25年度に実施を予定している事業の中身の検討ですね。それから第2回では、事業の中間報告と、児童・生徒の教育、就学支援などについて話し合っております。第3回につきましては、これも事業の進捗状況と、平成26年度の事業計画案について協議いただいております。

いずれにしましても、多文化共生推進計画の推進を机上で進めるのではなく、さまざまな立場からの意見を反映しまして、生きた施策とするためにこういった会議を実施しておるところでございます。

次に、緊急雇用創出事業の関係ですが、緊急雇用創出事業の外国人相談窓口業務委託料につきましては、平成25年2月から平成26年1月までの1年間の契約で年度がまたがっております。平成24年度は2カ月分、平成25年度は10カ月分の金額となっておりますので、対前年で増額をしているというのがまずございます。

内容につきましては、在住外国人の日常生活、福祉、労働、手続などのポルトガル語、タガログ語、英語での相談窓口業務でございます。場所は多文化共生センターフレビアで実施をしました。

当該委託に係る相談員の相談受け付け件数につきましては、平成25年度では1,783件ございました。相談内容で多いものにつきましては、教育に係るもの、それから日本語教育、講座に係るものが多かったということでございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 41ページでございます。連絡所運営経費ということで、各連絡所等へのメール配達業務の委託について、各連絡所から送付先までの配達を配達員との直接の雇用契約することにより、どれだけ経費削減が行われましたか、教えてください。

地域振興課長（坪内 豊君） それではお答えします。

平成24年度の文書配達に係る委託料の決算額、こちらは1,997万2,090円でございます。このうちメールカーの賃借に係ります双務契約による分、175万6,060円というのがありまして、これは次の平成25年度と比較をするときに、これは控除しないと比較すべき数字にならないものですから、まずこれを引く必要があると。双務契約に係る分は出と入りが両方ありますので、この分を引く必要があるということがあります。

それから、平成25年度は平成24年度に比べまして、下恵土連絡所の文書配達員、これが市職員の再雇用となったものですから、比較をするためには、要は人数が変わりますので、この分を配慮する必要があるということかと思えます。そこでこの分を控除いたしますと、平成24年度と平成25年度の決算比較をすべき平成24年度の金額というのは、1,682万9,275円という数字になります。

一方で、平成25年度は臨時職員賃金の決算額が、こちらの実績報告書にございますとおり1,277万2,680円ということになります。ここには広見連絡所の事務員の賃金も含まれておりますので、この分を控除する必要があります。それから、秘書課でまとめて執行しております社会保険料、雇用保険料がございますので、この分も控除する必要があるということになりまして、こういったものを除きますと、平成25年度における比較をするべき経費としては1,099万4,578円という数字になります。平成24年度と平成25年度の差を求めますと583万4,697円となりまして、これが雇用形態を変えたことに伴う経費削減額になるということでございます。以上です。

委員（山口正博君） そうすると、約4分の1以上削減ができたということですね。

それで、部署が違うと思うんですけども、当然公民館、各連絡所までまた持っていくという業務がほかのところにあると思いますけれども、そこまでもし、今の直接契約の人が各連絡所からエンドユーザーというか、宛先のところではなくて、市のところへ取りに行けば、その全体的な部分でもっと削減になるんじゃないかなと私は思うんですが、そういうことは可能なんじゃないかな、今後。今は、市から連絡所へメール便をどこかへ委託して持っていますよね。それを直接契約の配達員が配ってみると。その直接契約している配達員が市役所へ取りに行けば、もっと全体的に経費が削減できるんじゃないかなと私は思うんですが、そういうことは考えられたことがありますか、それとも不可能なんじゃないかな。

地域振興課長（坪内 豊君） ちょっとその辺の所管が違いますので、そこまで踏み込んで言えるかどうかあれなんですけれども、各地から市役所まで来るという時間とかそのあたりを考えて、そのあたりが時間が延びることによってかえって経費が高くなるということも考えられますので、それは比較してみないと何とも言えないかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

副委員長（板津博之君） 43ページの地域通貨事業でございます。

重点事業点検報告書をお持ちの方は30ページになりますが、そちらのほうの課題の欄に、3年間の実証実験の間に地域通貨の拡充も視野に入れる必要があると書かれているが、具体的な計画はあるか。

地域振興課長（坪内 豊君） それでは地域通貨の拡充についてなんですけれども、まず前提としまして、地域通貨Kマネーを受け取る方法というのは、現在2つございます。1つは、地域支え合いポイント制度におきましてポイントをためていただいて、これをKマネーに交換するという場合が1つ。それからもう1つは、現金からKマネーに振りかえて交付しております報償費や補助金、これを受け取る場合という、この2つです。前者の場合は、まだ新年度になってからということになりますけれども、受け取り方としてはこの2つございます。

1つ目の地域支え愛ポイント制度につきましては、対象となるボランティア活動をこの3カ年のモデル期間中に順次拡大をしていくという予定で進めております。これを拡大することによりまして、発行するKマネーがふえるということになります。

それから、対象活動拡大の具体的な内容やスケジュールにつきましては、現在、庁内関連の部署や社会福祉協議会で組織をします地域支え愛ポイント制度推進委員会というのをつくりまして、こちらのほうで現在検討しているところでございます。

それから、もう1つの報償費や補助金の振りかえにつきましては、これも3カ年の間で枠を広げていきたいというふうに考えております。新年度予算編成にあわせて、財政課などと協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上の2つに加えまして、新年度からKマネーの販売というのも検討しております。こちら、庁内関連部署及び商工会議所で組織をしますKマネー地域経済活性化推進委員会で、そのあたりのところの検討を進めているところでございます。

それぞれの具体的な数字等につきましては、現在検討しているところでありまして、これがまとめ次第、提案していきたいというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 44ページ、まちづくり支援事業です。

財団法人自治総合センターへの申請の上げ方は、また何件申請しましたか。

地域振興課長（坪内 豊君） では、まず申請の仕方になりますけれども、大まかに申し上げますと、自治会などの申請者から市・県を通じまして、事業実施年度の前の年度になるんですけれども、前の年度に自治総合センターに申請をするというのがまず始まりになります。それから交付につきましても、自治総合センターの決定を受けまして、県・市を通じて決定をするといった大まかな流れでございます。

日程につきましては、年度によって若干異なってまいりますけれども、平成25年度ですね。こちらで交付を受けました一般コミュニティ助成事業に基づき申し上げますと、初めに自治

総合センターから県を通じて前年度に市町村に案内がされます。この年でいきますと、平成24年9月24日付で県から案内が来ているというのがまず初めになります。

可児市としましては、それを受けまして、10月1日に可児市のホームページで募集案内をしました。そうしたところ、愛岐ヶ丘自治会が11月1日付で市のほうに申請されたところ、これが流れでございます。これを受けまして、県に対して申請を行いました。その後、県から交付決定がありましたのは、平成25年度に入ってということになりますけれども、平成25年4月4日、それから市が交付決定をしたのが平成25年4月25日というような流れでございました。

それから何個上げたかということですが、申請につきましては、一般コミュニティ助成事業につきましては1件を申請して1件が採択されたという内容でございます。一般コミュニティ助成事業以外にも、これはほかの所管になりますので踏み込んであれなんですけれども、そういったものもございまして、可児市全体のコミュニティ助成事業でいきますと、平成25年度につきましては3件が採択されているという現状でございます。以上です。

委員（小川富貴君） 今の申請してから認めましたという返事が来るまでの期間が結構長いと思うんです。そうすると、一般の市民の活動をしていらっしゃる方は、来年それがどうなるか。混乱とまではいなくても、予定が組めないという実態が出てくると思うんです。それで申請が通ったとなったら、もう新年度ですから、すぐに活動を開始しなきゃいけないといった実態があると。それは把握してくださっていると思うんですけれども、内示みたいなものはないんでしょうか。ある程度引き出すとか、今までの経験からどうなんでしょうか。

地域振興課長（坪内 豊君） 国・県とまた違う組織なんですね。財団法人が宝くじを原資にやっている団体なものですから、内示制度というのは今までも聞いたことはないの、ちょっと難しいのが現状かと思えます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

3つの質疑について、一括でお願いしたいと思います。

委員（野呂和久君） 44ページ、男女共同参画社会推進事業です。

男女共同参画サロンの交流サロンの参加者数が減少傾向にある一方、法律相談は増加傾向にある。今後同じ内容で事業展開をしていくのか、または新たな内容を模索しているのか。

委員（山口正博君） 同じく男女共同参画社会推進事業でございます。

当初予算では、意識啓発のための講座や弁護士による法律相談、男女共同参画サロンでの相談事業を行いますとなっていましたが、男女共同参画講座講師等謝礼約64万円のうち、会場費約3万円、PRカード作成費約5万円を除いた55万円のうち、約76%の42万円が法律相談に使用され、毎年その金額は同額ですが、法律相談は時間にかかわらず延べ何日ですか。また、サロンでの相談事業や啓発講座の講師はどのような方に依頼し、その報酬はどのようになっていますか、教えてください。

委員（山根一男君） 同じ男女共同参画社会推進事業です。

男女共同参画プラン中間見直し策定業務委託料188万1,600円につきまして、具体的にどの

ような効果があり、政策に反映されているのかを説明していただきたいと思います。

人づくり課長（川合 俊君） お答えします。

平成15年度から男女共同参画に係る情報発信や情報提供を初め、学習交流機能、女性を取り巻くさまざまな問題の解決に向けた相談、個人やグループのネットワークづくりの機能の場のために、交流サロンと女性の弁護士による法律相談の2つの事業を男女共同参画サロンといたしまして、月に1回、延べ12日となりますが、原則毎月第2土曜日の午後1時半から4時半まで、文化創造センター a 1 a の2階で開設しております。

交流サロンでは、悩み相談のほかに市内で活躍している女性たちを知ってもらう「知ってほしい彼女たちの生き方」と題しました活動を発表する場として、イベントを開催するなどして、参加者の増加を図ってきました。

その中で、悩み相談につきましては、平成23年度まで年間10人台の年も多い状況でありましたけれども、平成24年度から予約制にするなどいたしまして利用者の利便性を図った関係で、その年度から悩み相談の件数は大幅に増加しております。予約制にしたことによりまして、相談件数の増加や深刻な悩みの相談も多くなりまして、従来のような集客力の高いミニコンサートなどのイベントの開催が実施しにくい状況となりました。結果といたしまして、交流サロン全体の利用者は減少傾向となっております。

一方、法律相談につきましては、相談希望者が非常に多く、当初は1日4枠を設定していましたが、特に平成21年度から平成23年度までの3年間は4枠全てが予約でいっぱいという状況になっておりまして、こうした状況に対応するため、平成24年度から法律相談を6枠に増加して現在に至っております。

今後の事業展開ですけれども、法律相談は現行どおり行っていきたいと思っております。

交流サロンにつきましては、悩み相談のほうは現行どおり、情報交換に向けましたサロンのほうにつきましては、イベントなどの開催や男女共同参画社会に向けての啓発活動の一環でもある人と人との輝き講座などを活用いたしまして、より多くの人へ情報発信ができるようにPRを行いまして、サロン参加者の増加を図っていきたいと考えております。

次に、悩み相談や啓発講座の講師と報酬についてでございますけれども、平成25年度の悩み相談の相談員は、関市を中心に主にDVなどに対する女性のサポートの相談活動を行っていらっしゃるNPO法人の代表の方と、あとは臨時的なんですけれども、市内の社会保険労務士の方をお願いしております、サロンアドバイザー（相談員）の謝礼は、交通費を含めまして1回当たり1万円です。

なお、昨年度は男女共同参画週間が6月にありまして、その月に啓発のイベントと相談事業を同時に開催した関係で、アドバイザーを2人お願いしたことによりまして延べ13人となりまして、年間支払い額が13万円となっております。

次に、啓発講座であります人と人との輝き講座についてですが、これは市民から募集いたしました委員8人による男女共同参画講座企画運営委員会を開きまして、そこで講座内容や講師を選定しております。

講師の謝礼ですけれども、講師によって異なりますが、昨年度は6月に男女共同参画に係るNPO法人の代表もされております方を講師に迎えまして講座を開催しました。謝礼は5万円を支払っております。

続きまして、プラン中間見直し策定の効果と政策の反映についてでございますけれども、男女共同参画プラン2018につきましては、策定業務を委託し、市民意識調査や事業所、市職員の意識調査を実施し、分析、計6回の男女共同参画審議会の開催、パブリックコメントの結果や庁内のヒアリングを反映いたしまして中間見直しを行い、後期計画を策定いたしました。

これによりまして、2つの基本目標と5つの目標指標を新たに追加いたしまして、新しい体系によりまして男女共同参画施策の取り組みを始めております。特に前期計画では、1つの課題でありましたドメスティック・バイオレンスについてでございますけれども、よりきめ細やかな対応をするために、新たに目標の一つとして設定いたしました。

効果といたしましては、これまでの取り組みから見てくる現状と課題や、市民意識調査や庁内ヒアリングの結果、可児市男女共同参画推進審議会からの意見や要望をまとめ反映することで、国内外の動向や社会情勢の変化に対応した計画が策定できたことが上げられると思います。今後計画に基づきまして取り組みを深めていくことが、策定した計画の効果を最大限に発揮することと考えます。

今年度開催しました男女共同参画推進審議会では、特に各種委員会における女性委員の登用率の向上を含む声が多くありました。現在、そうした意見を含め、審議会の意見をまとめております。今後意見書を庁議等に報告いたしまして、関係部署での施策に反映していきたいと考えております。以上です。

委員（山口正博君） 悩み相談の件なんですけど、わかる範囲で、また発表できる範囲でいいんですけども、悩み相談というのは、分類別に分けるとどのようなことが多いんでしょうかね。もしわかっていれば、ここで出せるものであれば結構です。

人づくり課長（川合 俊君） 例えば離婚でありますとか、DVの問題とか、あとは家庭生活とかの悩みが多いと思います。

委員（山口正博君） DVとか離婚というのはおのおの問題だと思いますけれども、家庭の問題がやっぱり男女共同参画に、一番女性に対してブレーキをかけている部分かなというふうに思うんですが、それをこの事業の中にどういうふうに生かしていこうという、そういったものはあるんでしょうか。

人づくり課長（川合 俊君） そういう悩みを持った方がいらっしゃいますので、アドバイザーの方がそういう悩みを傾聴されまして、そこでアドバイスをしていくと。そういうことによりまして男女共同参画という大きなくくりになりますけれども、そういった意味でちょっとうまく言えませんが、つなげていきたいというように考えております。

委員（山口正博君） そうですよ。そのつなげていくところが私は一番大事だと思うんです。

やはり男女共同参画というのは、受け入れ側とか、今は個人、女性がそういう気持ちになるという、そんな啓発の活動に見えて仕方がないんです。一番の問題は、家庭を持った女性が子育てをしながらどう男女共同参画をしていくかという、そこが一番の問題だと思うんで、女性だけではなく、やはり男性が変わらないと男女共同参画というのは私は推進していかないと思いますので、サロンをもう少し重視していくべきではないか。そして、そこへ男性を巻き込んで、もっともっと女性が働けるようにするためには何が必要なのかという事業にしていかないと、これは毎回毎回相談業務だけで、個々で済んでしまうような気がするんで、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

人づくり課長（川合 俊君） 今おっしゃったとおり、男性の問題もあると思います。あと今ワーク・ライフ・バランスの問題とか等もございまして、啓発も行ってはいますけれども、そういった悩みを持った方の相談に乗るということで、両面から支えていきたいと考えております。

委員（小川富貴君） いわゆる人権の回復をしなきゃいけない人の対応を、男女共同参画事業の中の一方向きちとやっていくということは重要でありますし、それも継続的にやっていかなきゃいけないところなんですけれども、大きな目標として、女性の参加率をもっときちと上げていく、それにはどういう政策が必要か。どういう入り口があって、人々がそれに対して関心を持っていく、その広がりを持てるのか。それは、持続的に行い続けなければなえていってしまうという実態がもうおわかりになっていらっしやると思うんです。

ところが、5万円の講師の謝礼でそれをやり続けるということは非常に難しいということも、多分経験則として職員の皆さん、もし担当者が同じ方だったら持っていただけたんじゃなないかと思うんです、この間の数年の形の中で。安倍首相が今どういう施策を立てているのか、日本の少子化がどういう現実を必要としているのかという観点に立った政策をきちんと位置づけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

人づくり課長（川合 俊君） おっしゃるとおりだと思います。

市民部長（西田清美君） 今の小川委員のおっしゃるとおりだというふうに課長も答えましたけれども、まさにそのとおりでございまして、男女共同参画プランの見直しの中には、国の施策と同じように女性の登用率とか参加率を重要視してやっていくというようなことで、国の施策と連動している部分も非常にたくさんありますので、また今後の活動の内容を見守りいただきたいと思います。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 土木課をお願いします。

駐輪場管理運営経費9万4,598円、前年度対比でふえています。4つの駅の管理だそうですが、4駅別設定駐輪数並びにそれにかかわる利用者の負担の雑収入についてそれぞれ幾らでしょうか。状況について教えてください。

土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

まず9万4,600円の増加の理由でございますけれども、これは電気料金等の支出増と、そ

れから消耗品等の購入に充てたものでございます。

続きまして、4 駅別設定駐輪数でございます。

まず市が管理いたします駐輪場でございますが、西可児駅で1,300台、日本ライン今渡駅で85台、下切駅で82台。あと可児駅でございますが、自転車駐車場整備センターが管理いたします駐輪場でございますけれども、こちらで918台でございます。

利用者負担の雑収入額でございますが、その他収入の2万2,000円でございますけれども、こちらは自転車等撤去保管料でございますして、通常の駐輪場利用者への負担増ではございません。以上でございます。

委員（伊藤健二君） 駐輪場の負担増はないと言ったのか、負担はないと言ったのか、どちらでしょうか。

土木課長（丹羽克爾君） 今御説明いたしましたように、可児駅で条例に基づきまして、禁止されております区域に置かれた自転車を撤去して市のほうで保管するわけでございますけれども、こちらの引き取りのときに自転車1台当たり1,000円頂戴しております。その費用が2万2,000円ございまして、駐輪場利用者の方が通常支払われる料金ではございません。

委員（伊藤健二君） 最後に、今後の駐輪場のあり方にかかわることなんですけれども、現状では、市が土地を借りて設定をして無料で使えるようにしているわけですね。同じ沿線の中でも、駅によっては、現在そういう市の対応をしていない場所が、具体的には土田の可児川駅がそうですが、あります。そこは民間事業者が駐輪場を設置して料金を取っています。市民の一般平等性という点からいうと落差が大きいわけだけど、この辺のあり方についてはどういう見解で対処をしていますか。

土木課長（丹羽克爾君） 今おっしゃるように可児川駅は市の駐輪場がございませんし、今渡駅は民間の駐輪場と市の駐輪場があると思います。それぞれサービスの度合いが違ってありまして、市営の駐輪場につきましては露天でございますして、防犯的なものも一切ございません。そういったところで、すみ分けと言ったら大変あれなんですけれども、それぞれの利用者の方によりまして使い分けていただいておりますような状況であると思います。

可児川駅につきましては、適地がないというところが一つのあれなのかもわかりませんけれども、また今後の課題とさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 45ページの交通安全環境整備事業でございます。

カーブミラーの設置について、新設、取りかえ、修繕の分類に分け、その件数と金額をお尋ねします。また、新設について、現在何件ほど新設されているか。どの場所を優先しているか。開発による取りつけ道路、Tの字交差点の設置例があれば、その件数と工事費はどれくらいでしたか、お尋ねいたします。

土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

平成25年度のカーブミラーの設置費用でございますけれども、まず新設は8件ございま

す。費用は216万5,100円、1件当たり約27万円でございます。

続きまして修繕6件、36万3,300円でございます、1件当たり約6万円、あと移設が1件ございまして、こちらは19万9,500円でございます。

続きまして、平成25年度のカーブミラーの新設要望件数でございますが、こちらは33件でございます。どのような場所を優先しているかという御質問でございますが、カーブミラーにつきましては、防災安全課へ要望が上がってまいりまして、そちらのほうでまず設置箇所の案を抽出いたしまして、土木課とともに現地を踏査いたします。交通量とか歩行者の状況、見通し等の道路形状を総合的に勘察いたしまして、土木課の技術的意見を参考に、防災安全課のほうで設置箇所を決定いたしております。ただし、設置すべきところでございまして、設置する場所が確保できない、用地の協力等が得られないような場合は、設置できない場合もございます。

最後ですが、開発に伴いますカーブミラーの設置件数と費用でございますが、平成25年度では2件ございまして、1件は土田の大脇、もう1件は下恵土の助太郎でございます。設置費用につきましては、民間事業のため、私どもでは把握しておりません。以上でございます。

委員（山口正博君） ちょっと部長にお尋ねします。

やはりカーブミラーは、つけようと思っただけいっばいあるんですね。つけなくても済むような都市計画であったり、それから開発の指導ですね。そういうものが必要だと思うんですけども、そのあたりは今行われているんでしょうか、行われていないんでしょうか。

建設部長（西山博文君） 開発に伴うという中での答えでよろしいんでしょうか、それは。

委員（山口正博君） 開発という部分ですね。開発というのは事業者が開発する部分ですので、開発の指導と、それから都市計画。こういうふうにしていったらカーブミラーをつけなくても、要するに見通しがよければカーブミラーは必要がないわけですので、その2点をお願いします。

建設部長（西山博文君） まず開発についてですが、これは開発の中でも交差点や何かを安全な形にするという中で、なるだけそういう見通しとか、ばちを切るとか、当然基準もございまして。そういう指導の中で対応しております。できるだけカーブミラーが必要ないような形でできればいいという形で指導しておるといことで、御理解いただきたいと思っております。

あとは、ハード事業のほうで、全体の中で順次交差点や何かの修繕、改善をしておるところですが、なかなか追いつかないのが現状です。ただ、一方で、カーブミラーのというのは毎年、先ほど言いましたように平成25年度で33件の要望があるということでございますが、現実を見ると、きちっと一旦停止を見れば十分視界がとれるところもございまして、そういう中で、地域の方にもこれならカーブミラーなしでも十分対応できるということで御理解をいただいて、お願いしておるところでございます。

今言いましたように1,300カ所ほど、市内には実はカーブミラーがございまして。これの将来的な維持管理を考えただけでも、結構な金額がかかっています。1基つくるだけで20万円

前後は当然かかってくるものでございますので、そうしたものが、最近は特にペットや何か  
がそこへよくかけるんですね。支柱が、実際に見ると、私が維持管理課長のときに思ったこ  
とは、3分の1ぐらいに寿命が減ってくるというか、非常に腐食が激しいようなことで、こ  
れからそういう問題も十分あると思いますので、そうした点を見ながら対応しているところ  
でございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 47ページ、集会施設整備事業でございます。

集会施設建設補助金について、建設1件は新築ですか改築ですか。また、その補助金額は、  
改修31件のうち最も高額であった補助金額をお尋ねいたします。

地域振興課長（坪内 豊君） まず建設費1件の内訳ですが、これは平林自治会集会施設の  
増改築になります。金額は38万8,000円を補助しております。

次に、改修31件のうちの最高額ですが、これは長洞自治会の集会施設で200万円ござい  
ます。内容につきましては、屋根、外壁、トイレ、内装の改修及びエアコンの設置を行って  
おります。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

2問あわせてお願いいたします。

委員（伊藤英生君） 子どものいじめ防止事業についてですけれども、いじめ防止協力事業  
所・団体の数が示されていますが、実際に通報などの何らかのアクションはあったのでしょ  
うか。また、それらが設置されたことによる効果はどうだったのでしょうか。

委員（酒井正司君） 同じ事業、成果の検証方法とその結果をお聞かせください。

人づくり課長（川合 俊君） お答えします。

事業の成果の検証方法としては、まずいじめ防止専門委員会への相談件数を上げることが  
できると思います。その相談件数ですが、平成24年度、これは5月からとなりますが、27件  
から、平成25年度には36件に増加しました。これらの相談のうち終結 これは定義とい  
たしましては児童・生徒が安心して学校へ行けるようになったということまで に至っ  
た割合が、平成24年度は22件の81.5%、平成25年度が31件の86.1%になっております。

その相談経路といたしまして、子供たち本人が2件から4件、保護者が13件から14件、学  
校、教育委員会等が3件から7件、青少年育成指導員などを含めた市民の方からが2件から  
7件となっております。これらの状況から、ポスター、チラシ及びパンフレット等のさまざ  
まな啓発活動を通して、子供本人やその保護者がいじめ防止専門委員会を学校とは別の第三  
者的な機関として、あるいは学校以外の新しい相談先として認知してきた結果だと思われま  
す。

また、学校等からの相談件数の増加は、いじめ防止専門委員会が学校だけで困難なケース  
に対し、専門的な見地からの助言や支援を行うことや、家庭や学校のパイプ役となるという  
役割を担う機関として確立してきた結果と言えるのではないのでしょうか。

今後、いじめ防止専門委員会と学校教育委員会等との一層の連携強化を図り、いじめ防止

に取り組んでいきたいと考えております。

次に、いじめ防止事業所の件になりますけれども、事業者からの直接の通報は現在ありません。しかしながら、協力事業者、団体の取り組みには事業者からの通報ということだけではなく、事業者や団体が見守りや声かけなど、子供たちへの働きかけを行っていただくことや、店舗や事業所にいじめ防止に関するポスターの掲載やチラシの備えつけなどを行っていただくことなどがあります。

これらの取り組みは、本市のいじめの防止の大きな考え方であり、いじめ防止は社会全体で取り組むべき責務であり、その認識を行政や学校、関係機関だけではなく、家庭、地域、事業所など市民全体で共有する。そして大人 市民になりますけれども が見守り、応援しているというメッセージを子供たちに届け続けるということにつながることから考えますと、効果としては高いのではないかと考えております。

また、これらの市民みなでいじめ防止に取り組むという機運づくりが、結果として、初期の段階でも市民の方からのいじめの通報等の効果を生み出していくと考えます。以上です。  
委員（酒井正司君） 検証方法は相談件数に頼られているようですが、今の常識では、件数は目安にすぎないと、件数にこだわるべきじゃないというのが、私の知っている範囲での現状の取り組みの検証方法だと思います。

一般質問で件数を問題にして、次の年にゼロになった都市が九州にありますけれども、隠すんですね。ですから、現状のいじめ件数、これは内容ですから、だから検証方法が確立されていないので、少なくとも件数に頼るべきではないと。ですから、ぜひとも新しい検証方法を確立といいますか、模索してほしいと思うんですが、どうですか、その辺のお考えは。  
人づくり課長（川合 俊君） 相談件数につきましては、市のいじめ防止専門委員会というのは、第三者機関ということでやっております。ですから、通常いじめというのは学校等で起こるわけでございますけれども、直接的には学校に行くんだと思いますけれども、それがあえて第三者機関に相談が来るということにつきましては、検証方法としてはあるのかなとは考えております。

委員（酒井正司君） ゼロではないと、ある程度の目安にはなりますけれども、絶対ではないと。絶対頼るべきじゃないというのが現状の方向なんですけど、将来について、それを見直すというか、もう少しほかの方法を模索するというお考えはありますか。

人づくり課長（川合 俊君） 先ほど申し上げましたように、相談件数も大きな目安になるとは思います。

平成24年度からいじめ防止の取り組みを行ってきましたけれども、相談件数以外で、先ほど言いましたけれども、例えば相談がありまして対応いたします。それで終結に至るようなケースが件数的にはふえておるといことなんかにつきましては、それは検証方法としては有効なのかなと思っております。

委員（酒井正司君） ということは、現状で満足しているということですか。

人づくり課長（川合 俊君） いや、満足はしておりませんので、より一層防止に取り組ん

でいきたいというふうには思っておりますけれども。

委員（小川富貴君） このいじめの通報は、教育委員会のほうには、この年度、どのぐらいあったんでしょうか。

人づくり課長（川合 俊君） 平成24年度は113件ありました。平成25年度は147件ありました。以上です。

委員（小川富貴君） 非常に重要なところだと思うんですけど、教育委員会とこの第三者委員会、組織は違うんですけど、つくりとしては同じようなものですけど、有機的な連動はどのようなふうな形で図っておみえでしょうか。

人づくり課長（川合 俊君） 定期的に学校訪問をするとか、何か問題があったときにはネットワークとして教育委員会等を含めまして相談をしていくということを行っております。

委員（小川富貴君） 何か事があったときに相談をしていく。その件数は、平成24年においてどのくらいの件数で行われましたか。

人づくり課長（川合 俊君） それは、教育委員会といじめ防止専門委員会が行ったということでしょうか。

委員（小川富貴君） はい、そうです。

人づくり課長（川合 俊君） 済みません。今細かい件数は把握しておりません。

委員長（伊藤 壽君） 後ほど報告はしていただけますか。

人づくり課長（川合 俊君） 確認してみます。

委員（伊藤英生君） このいじめ防止協力事業所ですけども、登録した後のメンテナンスというのはどういうことをやっていますでしょうか。

人づくり課長（川合 俊君） 募集をかけまして、申し込みをいただきまして、認定をさせていただきます。それで取り組みをやっていただいているわけでございますけれども、例えば新しいチラシができた場合なんかは事業所に送ったりとか、あと逆に、こういうことをやっておりますという報告を受けたりして、それをPRしたりして行っております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（野呂和久君） 51ページ、戸籍住民登録事業です。

可茂管内広域行政サービス事業の利用状況をお願いします。

市民課長（豊吉常晃君） この事業につきましては、可茂管内の10の市町村間において、相互に各種証明書の交付が受けられるものでございます。税務関係の証明につきましては、昨日、税務課から説明があったものと承知しておりますので、今回は市民課分につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

市民課での証明書の種類は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍に関する証明書などでございます。

平成25年度の利用実績につきましてはですが、可児市での市民課窓口や連絡所で受け付けて証明書の交付を行った件数が年間で723件ございました。内訳といたしまして、戸籍の謄

本・抄本が512件で7割を占めてございます。住民票の写しが103件と続いておりまして、市町村別に申し上げますと、一番多いのは美濃加茂市の211件で、次いで御嵩町の207件、さらに八百津町の127件となっております。発行した証明書分の31万1,700円につきましては、可児市の手数料収入となっておりますのでございます。

一方、可児市に住民票や本籍のある方が他の市町村の窓口で証明書の交付を受けられた件数は、年間で481件でございました。内訳としまして、戸籍の謄本・抄本が252件と一番多く、次に住民票の写しの107件、印鑑登録証明書71件と続いております。市町村別では、美濃加茂市の259件、御嵩町が125件ということで、全体の約8割となっております。この481件に相当する手数料の金額は19万1,100円でございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移りますが、4つの質疑をあわせてお願いしたいと思います。

委員（野呂和久君） 70ページです。新たなエネルギー社会づくり事業、バイオマス利用による発電事業の調査状況と、今後の導入への展望をお願いします。

委員（伊藤健二君） 同じくバイオガス発電調査委託の成果を示してください。

委員（天羽良明君） バイオガス発電事業導入可能性調査の結果は。

委員（富田牧子君） バイオガス発電事業導入可能性調査について、どのような成果があったか。

環境課長（高野志郎君） それではバイオマス調査の関係です。

この事業は、平成24年に行いました新たなエネルギー社会づくりの提案募集ということで、廃棄物系バイオマス利用によるバイオマス発電事業、提案事業をいただきました。これについて、今後の事業の実現の可能性や、事業実施に係る課題の抽出というのを委託させていただいております。

基本的な中身につきましては、社会情勢の把握、可児市及び可茂衛生施設含める現状の確認、それと周辺市町村の現状、これにつきましてはそれぞれ可燃ごみの組成の調査、それからバイオマス発生量の把握、また適用技術の検討、提案事業の導入可能性の調査ということで行っております。

この調査を行った課題につきまして、まず抽出をさせていただきました。かなり多くの課題が出ました。特に大きな課題としましては、提案事業の実施に当たっては、可茂管内ではなく、他の地域からのごみの資源を受け入れる必要があるという課題、またもう1つが、一般廃棄物処理につきましては市の責務でありますので、この提案事業に破綻のリスクが伴わないかという部分と、そうなると市の関与も必要になってくるよというような提案です。

もっともこの提案事業を進める条件としましては、環境性、また経済性についても報告しております。環境性、経済性について、今の既存の施設の中で優勢があるかどうかというのも検証しています。

環境性につきましては、今現在全量焼却方式で行っておりますが、これを比較しますと、提案事業につきましては、温室効果ガスの削減効果が多大にあるということ。もう1つ、経

済性につきましては、導入事例をもとに試算した結果、公設公営で実施した場合と比較して下回ると、経済性も妥当性があるというような結果を得ております。

こうした調査結果から、今後はどういう展開をしていくかという部分でありますけれども、先ほど来、事業者からの提案事業については、行政の課題もありますし、事業者の課題もあるということですけれども、実現性の可能性はあるということが確認できたということでもあります。

ささゆりクリーンパークの稼働期間との関係やバイオマスガス発電から得られる、いわゆるHITの動向、または他市の動向を見ながら、引き続き調査・研究をしていくというふうに考えております。

また、この提案事業を実際に実施する段階では、農林水産業所管でありますバイオマス産業都市という申請をさせていただいて、認定を受けて、公的支援を受けられるような仕組みづくりもしていく必要があるというように考えております。以上であります。

委員（富田牧子君） 引き続き調査を行っていくという話でしたが、一体どれぐらいの期間を考えておみえですか。

環境課長（高野志郎君） これにつきましては、ささゆりクリーンパークの経営計画が平成33年まで、稼働期間は平成52年3月までということですが、産業バイオマス都市についても検討していく必要がありますので、先ほど言いました事業提案者が実施をする段階というふうに考えております。その段階でこういうことを進めさせていただきたいと考えています。

委員（富田牧子君） 例えば1年とか2年とか3年とか4年とか、いろいろありますけど、引き続き来年も再来年も調査をしていくという段階にあるということですか。

環境課長（高野志郎君） いつまでということではないです。たまたまバイオマスにつきましては、新潟県の長岡市が去年から始めたんですか。あと、ことしから全く同じような形の事業提案で大府市が今バイオマスについてやられています。そうした技術系のものも含めましてやっていく必要がありますので、今何年先という明言はできませんけど、再生可能エネルギーの補助金、公的支援の関係もありますので、それを見きわめながらやらせていただきたいと考えております。

委員（山口正博君） 今のお話を聞いていますと、ささゆりクリーンパークがありきで、あそここの場所へ集積をしてということに聞こえたんですが、たしかあそこも期限があったかと思うんですけれども、やはり今可児市につきましては、前期公共下水道が事業区域に入っていて、要するに下水道を利用した、例えて生ごみを要するに流しのところでディスポーザーで粉碎をして流して、下流域まで流してはいかんもんですから、それを途中で集めてとえば、まず運搬費が助かる、そういうようなことも考えられたんでしょうか。

環境課長（高野志郎君） この事業につきましては、提案事業に基づいた調査ですので、提案事業はその辺の下水道のところの提案はないものですからあれですけど、今山口委員がおっしゃるとおり、他市では下水道の汚泥も、これは福岡県の朝倉市だったか、そこもやって

いますので、そういったのを考えていく必要があるかなあとは思っています。

これは先ほど言っておりましたバイオマス産業都市の中で、そこら辺のことも踏まえながら、一度検討していく必要があるかなあと考えております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 桜ヶ丘市内でごみ屋敷のようなところがあって、その相談から解決に向かうまで、環境課の方に本当に御苦勞をしていただいて、お礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

きれいになっても、苦情を言われた方から感謝があるわけではない、人からは険しい言われ方をする、攻撃を受ける。そういう中で環境課の皆さん、本当のお骨折りくださっている実態を一緒に目の当たりにする経験を得ましたことは、ありがたいことだったと思います。頭が下がります。本当にありがとうございました。

済みません、そう言いながら質問をさせていただきます。

環境汚染調査業務委託によって判明した改善すべき実態と、その解決方法についてはお答えください。

環境課長（高野志郎君） お答えする前に、先ほどの件は自治会の皆さんも協力していただきましたので、大変スムーズにできたと思っておりますので、ありがとうございます。

今の質問の環境調査につきましては、環境モニタリングで監視をしているもので、テーマを定めて行っております。中身につきましては、河川の水質、大気汚染、酸性雨等々の調査をモニタリングとして行っております。これは町時代からでしょうけれども、ずっとモニタリングをしているという部分であります。

改善すべき点という御質問が出ましたけれども、これはちょっと質問のあれがわかりませんが、平成25年度につきましては基準的には異常なくやりましたものですから、そんなに改善するところはなかったというふうに思っていますけど、仮に調査結果で基準なり異常があった場合につきましては、もう一度同じ場所で観測をさせていただいて、そうした中でやらせていただく。いわゆる一時的に観測される面もありますので、恒常的に発生しているかどうかを確認させてもらいながらやるというのが流れになっています。

ちなみに、過去では環境調査を行って、ちょっと調べましたけれども、平成16年に調査を行ったところ、今もやっていますけど、谷迫間のところで排出基準の、環境基準のトリクロロエチレンが発生したということで、これは今も継続しておりますけど、発生した場合は特定をまずさせていただくと。当然それはしていきますけど、たまたまこの谷迫間については特定ができていませんので、今も継続して可児川のほうに流れないようにモニタリングをしているということです。

ですから、異常があった場合は、その原因を特定させていただきながら原因究明をして改善をしていくということになっています。以上です。

委員（小川富貴君） 瓦れきはあるんですけど、新たに今大森に土砂の処分場をつくっていますよね。あそこも今後対象になってくるんでしょうか、調査委託対象になりますか。これ

は入りますかしら、この中に。入らなかったらいいですけども。

環境課長（高野志郎君） 入りません。これは今土木がやっている土砂のところですよ。これについては今のところ考えていませんけど、モニタリングですので、変わってくると、環境課独自として、また考えさせてもらうことがあるかも知れません。

委員（小川富貴君） 環境課の条例を後ろに持ったところでのチェックというところで、非常に重要な役割を果たしてくださっているんだらうというふうに思います。その視点で、なぜ放射線の対応が環境課に移されなくて防災のままにあるのか。環境対策のほうから見たところでは、環境課のほうに入れるべきだと、ここの中でチェックしていくべきだというふうに課長はきっと思っているんだらうと思うんですけど、いかがでしょうか。

環境課長（高野志郎君） 当時、放射能についてはうちもかわりをずうっと持ってあったんですけど、これは防災の観点ということで、御存じのように防災計画の中にも放射能についてはうたってありますので、そうしたことで防災安全課と、うちとしては事務分掌でなっているということです。

委員長（伊藤 壽君） ここで前の時計で10時半まで休憩といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時28分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑に関しまして、質疑でない一身上の発言については謹んでいただきたいと思っておりますので、今後の質疑について注意をしてください。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど課題がありました、人づくり課についての質問に対して、回答をお願いいたします。

人づくり課長（川合 俊君） 48ページの子どものいじめ防止事業のところでございます、小川委員の質疑に対する回答をいたします。

教育委員会との関係ですけども、全てのケースにつきまして、教育委員会とは情報交換を行いながら対応を行っております。それで、それぞれのケースについて記録はありますけれども、具体的に教育委員会と何回協議を行ったかについての統計はとっておりません。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 74ページの他会計繰出金のところなんですが、水道に対しては、当初のときは高料金対策補助金は1億円というふうに予算があったんですが、最終的に4,000万円になってしまったという。なぜ4,000万円に削られたのかということをお聞きしたいと思います。

それで私は、今まで高料金対策としてどのようにお金が入れられていたかを調べましたが、平成19年は2,000万円、平成20年、平成21年、平成22年は入っていません。平成23年は5,000

万円。平成24年は入っていませんが、実際には引当金の戻し入れで1億円のお金が入っている。こういう状況になっていますが、当初掲げたのを変更して減額するということは今まで経験したことがないので、なぜこのようなことが行われたか、お聞きをいたします。

上下水道料金課長（小栗正好君） それではお答えします。

今回決算におきましては、給水収益と受水費については、ほぼ予算どおりでございました。収入においては、水道加入分担金が予算に対しまして約2,100万円の増加、費用においては減価償却費が約3,000万円減であったことなど、この3,000万円減につきましては、簡易水道事業、飲料水供給事業の統合による影響によるものがありました。こういったことなど収支の改善があったということで、今回、当初予算1億円に対しまして6,000万円を減額した4,000万円の高料金対策補助金という結果になりました。以上でございます。

委員（富田牧子君） この年度のときに、水道料金を下げしてほしいという皆さんからの要望が随分ありました。それで、平成26年からは県の受水費が下がったということで、もしこのときに1億円が入っていたら、水道の決算の結果は違って、かなり収益があったということで、引き下げる根拠はあったというふうには思ったんですけど、そういったことを回避するために6,000万円を削ったのではないですか。

上下水道料金課長（小栗正好君） 平成25年度の水道事業会計予算におきましては、県営水道料金の値下げの協議中であったということや、地方公営企業会計制度が見直しされるということなどで、将来的な事業経営に係る、いわゆる不確定要素があったために、高料金対策補助金で収支の均衡を保つ予算というふうに当初いたしておりました。

委員（富田牧子君） 納得できないわけですけど、私としては。だから、やっぱり水道料金の引き下げに実際に話が行くのはやめたいということで削ったのではないかと。いろんなことで収支が改善したからというふうなお話もありましたけど、今までこういったお金を削ったことは一遍もないですよ。しかも、実際には水道会計の中には、いまだに8億円のお金が投資に回っているということになっておりますから、皆さんが水道料金を下げてくださいといったときに、本当はもっときちんと下げられるという根拠もあったので、高料金対策の補助金を1億円ちゃんと入れて会計の処理をすべきではなかったかと思うんですが、そんなことはありませんか。

上下水道料金課長（小栗正好君） 高料金対策補助金が4,000万円になったのは、先ほど申し上げたように、水道加入分担金等の増加があったということが要因として上げられます。

平成25年度決算におきましても、経常的には損益が生じております。赤字体質でございます。それを特別損益で埋めているというような状況でございます。その中で高料金対策補助金4,000万円を補助金としていただいたことで、単年度純利益が1,600万円とどまったということになっておりますので、水道料金の値下げを回避するために高料金対策補助金を減額したということではありません。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは次の質疑に入りますが、以降、3つの質疑をあわせてお願いしたいと思います。

委員（酒井正司君） 84ページの道路維持事業です。

生活道路の維持レベルが低下していないか、また短期・中期の計画達成見込みはありますか。以上です。

副委員長（板津博之君） 道路維持工事費は57件、これは繰越分を含むで約2億1,000万円とあるが、工事箇所はどういった根拠で決定しているのか。地域要望には応えられているか。

委員（山口正博君） 同じく市道の道路維持工事費（平成24年度繰越分を含む）で約2億1,000万円の工事がなされておりますが、平成24年度の繰り越しを含まない平成25年度分の工事費の金額はどれぐらいになりますか。また、各自治会から補修や改良工事の要望が多々申請されておると思いますが、その要望の申請に対し、完了実績割合はどれぐらい達成されておりますか。市内のところどころで車両通行に支障があるところが見受けられますが、道路維持事業は適正と考えられておりますか。狭隘道路整備事業に伴う工事費はどれぐらいとなっていますか、お答えください。

土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

まず酒井委員の御質問で、生活道路の維持レベルが低下していないかという御質問でございますが、生活道路の維持につきましては、これまでも市民の生活に支障のない維持レベルを目指して必要な補修を行っており、この考え方につきましては、現在でも変化はございません。

可児市における道路などのインフラ施設の多くが、昭和50年代から急速に整備されました。また、昭和60年代から平成10年代ごろまで下水道の面整備が行われまして、多くの生活道路において舗装の打ちかえ等がなされました。そうした整備から年月が経過いたしまして、進行度合いに違いはございますが、その後、補修されていない施設の状態は、全般的に劣化してきているところもあると思います。以前より維持レベルが低下したと感じられるとすれば、経年的な劣化が進んだ箇所の割合が多くなってきたものだと推測されるところでございます。

あと、中・短期計画の達成見込みでございますけれども、生活道路は幹線道路で実施しておりますような路面性状調査を行っておりません。土木課におきましては、自治会要望やパトロールなどを通じまして把握しております老朽化した生活道路を、対症療法的な対応ではございますけれども、順次補修を実施しておりますので、期限を区切ったような中・短期計画は策定しておりません。

今後、他のインフラ、上下水道とかガスの整備、更新等がございますので、そういったものと調整を図りながら、より計画的に必要な補修を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、板津委員の御質問でございますけれども、工事箇所の決定方法でございますが、道路維持事業の工事費では、自治会等からの要望に対応する工事のほかに、管理者として、道路の安全通行に必要なと判断しました維持補修工事を実施しております。

自治会等からの要望に関しましては、平成25年度、市全体で441件いただいておりますけれども、土木課の所管はそのうち約3分の2に当たります285件でございます。この全箇所を課長と、それから4名の係長がございまして、全員で確認いたしまして、全市的な観点か

ら公平に評価いたしまして、緊急度、重要度などを勘案いたしまして、自治会を通じまして実施の有無を回答しているところでございます。

早期に対応している要望は、緊急性が高いもの、これは当然でございますが、あと用地対応の要らない局所的な改良、修繕等でございますが、多額の費用が必要な案件ですとか、用地買収を伴います道路改良とか、河川改修等につきましては、中・長期の対応としているものが多い状況でございます。

また、比較的簡易な案件でございますが、市としましては、地域で対応していただきたいもの、これはいわゆる赤道等の除草とか、そういうものでございます。それから市では対応できないもの、これは例えて言いますと、去年ございましたけれども、民地の中に建っております神社の木を切ってくれというような要望ございました。あと関係者に受忍いただきたいレベルのもの、雨が降ると水たまりができますけれども、市全体からしますと、程度としてはまだ良好であると。そういったところにつきましては、その旨を説明いたしまして、対応してはございません。

なお、地域要望に関しましては、道路維持工事費2億1,000万円ございましたが、そのほかに道路維持委託料、それから道路改良事業、交通安全施設整備事業、河川改良事業等多くの事業で対応いたしてございます。

あと、地域要望に応えられているかという御質問でございますけれども、提出されました要望につきましては、先ほども申しましたけれども、全箇所を確認いたしまして市の対応をお答えしております。ただ、市が実施しております行政サービスのレベルと寄せられた地域要望のレベルに違いがある場合がございます。回答内容に御理解いただけないような場合もございます。そうした場合は、直接お会いして丁寧に説明いたしまして、御理解いただけるように努めておるところでございます。

山口委員の御質問でございますけれども、道路維持工事費の平成25年度分は9,029万7,828円、約9,030万円でございます。

自治会要望に対します完了実績でございますが、まず平成24年度要望に対する実績でございますけれども、要望件数に対します実施済みと、それから実施中の割合でございますが、これは47%でございます。先ほど申しましたような、市では実施いたしませんというものを除きました数字といたしましては70%、それから中・長期の対応を除いたパーセンテージでまいりますと86%に当たります。

同じく平成25年度要望での実施率でございますが、要望件数の全体に対する実施率ですが33%、実施予定なしを除いたパーセンテージが50%、さらに中・長期を除いたものにつきましては78.5%でございます。

道路維持事業が適正かという御質問がございましたが、こちらにつきましては、本来でございますましたら予防保全的な維持管理が理想ではございますが、現状では対症療法的な対応となっていることが多いことは否めないと考えております。ただし、市民や自治会等からの通報、道路パトロールで発見いたしました支障箇所の確認は迅速に行っておりまして、緊急度

に应じまして必要な対応は実施しておりますので、特に通行に支障がある管理レベルではないと判断しております。

最後でございますが、狹隘道路事業の件数と事業費でございますが、平成25年度は24件で、事業費は471万588円でございます。以上でございます。

委員（酒井正司君） 私は、全く同じ内容の質問を毎年やっているんです。ということは、全然改良の見込みがないというか、劣化の一途をたどっておるんだらうということで非常に困惑しておるわけですが、むち打ち道路だとか、パッチワーク道路だと呼んで、ことしはもう限界道路だというふうに言われております。というのは、年寄りのごみを捨てに行くのに、台車だとかキャリーというものに載せていくわけですよ。運べないんですよ、転げ落ちちゃうんですよ。この状況が、この先どんどん悪くなっていくというのは、人間以上に、まさに私は限界集落だなあと、ぜひ一度見ていただいて。

それと、計画がどうもしっかりしたものがないということに驚いているんですが、現課長じゃないんで時効かもしれないませんが、以前に緑ヶ丘と羽生ヶ丘と、あと鳩吹台が非常に悪いと、順次やりますというお言葉をいただいているんですね。いまだに改善されないということなんですが、早急に、どの部分を何年以内にしっかりやりますという計画をつくっていただくことはできませんかね。

土木課長（丹羽克爾君） 多分、委員の御指摘は、特に鳩吹台地区のお話だというふうに理解しておるわけでございますけれども、確かに委員がおっしゃるように、鳩吹台地区の状況は大変悪い道路が多いことは承知しております。昨年度も、一部ではございますけれども、舗装の修繕をさせていただいた状況でございます。

今後とも、先ほどおっしゃいましたような鳩吹台地区、それから特に先ほどの御回答でもお話しさせていただいたんですけれども、下水の面整備のときに舗装の修繕していない団地ですね。鳩吹台地区にしる緑ヶ丘地区にしる、そういったところはできたときからの舗装がまだ残っているような状況でございますので、悪いというところは当然私どもも承知をしておりますので、順次、優先的にやらせていただいておりますような状況でございます。

期限を区切ってというところでございますが、当然これも予算が伴うことでございますので、まだ具体的なものは、私どもの手持ちでは持ってございませぬけれども、先ほどおっしゃったような団地については承知しておりますので、優先順位としては高いというふうに理解しておりますので、御理解いただきたいというふうにお願いします。

委員（酒井正司君） そういう現状は把握されているんですか。何カ月に1回とか、何か直接ごらんになったという経験はありますか。

土木課長（丹羽克爾君） まず自治会要望のところは、先ほども申しましたけれども、全ての箇所を見回って確認させていただいておりますし、道路パトロールはこれとは別に、別の者が年間数万キロを走るようなパトロールは行っておりますので、緊急性の高いところについては、その結果をもとに対応しているところもでございます。

委員（小川富貴君） 私、桜ヶ丘地区の道路のことで関連質問をさせていただきたいんです

けど、そんなに道が悪くないところもきれいに舗装し直してくださいました。下水の面整備をやった応分の負担もあったからだと思うんですけども、本当に美しい中央通りができ上がっておりますが、ここにある道路維持事業で適正かどうかというところで1点お尋ねしたいんですが、車が乗り上げられないような高さの歩道が当初ついていたんですが、要するに面整備にあわせて道路をきれいにしてくださったんですけども、その上、要するに前の道路の路面の上をやってくださいましたので、歩道との格差が、本当は30センチぐらい、要するに車がどんと乗り上げられないような形で歩道がつくられていたのが、10センチぐらいにも満たないようなところできてしまっているんですね、道路の面が高くなっているものですから。こういうのは適正なんでしょうか。

私、子供たちが通っているときに、危ないから歩道の中のほうを歩きなさいと。歩道の外側を歩いたら車が乗り上げてくる高さだもんですから、特に中のほうに行きなさいといつも声をかけるんですけども、道と歩道の高さの違いみたいなものについては、どういうふうに把握されているんでしょうか。

土木課長（丹羽克爾君） 道路の基準もいろいろ変わってきておりまして、昔は歩車道境界ブロックも大変高いものも使っておる時代があったと思います。おっしゃるとおりマウンドアップで、車道と歩道の高さが相当あったところがあると思います。

今回、桜ヶ丘のいわゆるバス通り、中央幹線道路で、今委員がおっしゃったのは、そのこの生活道路ではなくて幹線道路の話だと思えますけれども、今年度で最終なんですけれども、補修をやらせていただいているところの話だと思うんですけども、当然歩道と車道の段差がある場合には、先ほどの話じゃないですけども、シニアカーというものとか、車椅子とか、段差が当然大きいわけですよ。今回、費用的なことも含めて車道の高さを上げたわけですけども、それとあわせて歩道との段差解消も少なからず、バリアフリーの観点からやらせていただいたことも事実でございます。

あと、車が突っ込むというか、そういうことの危険性でございますけれども、必要があれば交差点付近については、特に通学路に関しては、設置の必要性があるところについては、また検討させていただきたいと思えますけれども、中央幹線道路自体、地域としてもそれほどスピードを上げて通っていただきたくないという道路の位置づけでもあると思えますし、その車線自体も、昔と比べて路側を広げて通行しにくくなるようにという自治会からの要望もございましたので、そういった対策も行っておりますので、安全性については、私どもとしては大丈夫だというふうに考えてございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 85ページです。公共残土処分場整備事業についてお尋ねいたします。

大森処分場の計画最終キャパシティー、容量ですね。最終的にどのぐらいの量をここの処分場に入る予定なのでしょう。もう入っているのか、どのぐらい始まっているのか。それで、稼働期間というのはどのぐらいに見込んでいらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

容量でございますけれども、10万立方メートルの計画でございます。まだこちらには持ち込みはされておりません。造成等、準備はできておりますけれども、まだ入れてはございません。

稼働期間でございますけれども、土地所有者でございます大森財産区との賃貸借契約でございますが、期間といたしましては、平成25年6月1日から平成30年5月31日までの5年間を予定しております。ただし、土砂の搬入状況によりまして、この期間につきましては変更する可能性がございます。以上でございます。

委員（小川富貴君） この平成25年から平成30年、10万立方メートルをもし1期とするなら、2期のキャパシティーをふやせる可能性のある場所ですか。

土木課長（丹羽克爾君） 区域としては広げられないです、今回計画しておりますところは、高さについては、これは主に市道56号線からの土砂を処分先として計画してつくったわけでございますけれども、その残土の状況に応じまして、多少、高さ等につきましては地域と御相談しながら変更する可能性もございます。

委員（小川富貴君） 高さが変わるとすれば、最終キャパシティーはどのくらいになるんですか、10万立方メートルが。

土木課長（丹羽克爾君） まだ具体的な数字は持ってございませんけれども、多くても1割とか、そういったオーダーだと理解しております。

委員（小川富貴君） 市道56号線のほかに、この期間内に土砂が発生する予定のものは、どのくらいありますか。

土木課長（丹羽克爾君） 私どもではそういったところについては、大きなものについては整理はしてございませんけれども、こちらの大森残土処分場については、可児川等の河川のしゅんせつ土砂を処分先として使いたいというような県からの要望はございます。

委員（小川富貴君） この資料4の説明事項の中に、大森残土処分場沈砂池造成工事というふうに書かれていますが、これは水系にすると何水系に入っていくことになりますか。

土木課長（丹羽克爾君） 大森川でございます。

委員（伊藤健二君） まず1つは名称と、あと性格ですが、旧公共残土ストックヤード整備事業というのを名称変更したということですが、この名称変更と処分場の永久性という問題についてどう理解したらいいのかということですが、つまり残土処分場ということをつくった借地は法律上は5年間の契約になっているけど、これは必要があれば延長もすると。だけど、最終的には処分場でなくなるということを前提にした処分場であるのか、そうではなくてもう1つの方法、つまり何らかの事情が変わればそのまま固まって処分場というか、野積み状態で終わると。固定化させる、安定化させるという措置になるような、そういう性格が前提のものかという、名称はどっちが先かよく知りませんが、要するにこの位置づけはどうなるかということが1つ。

もう1つは、可児川のしゅんせつ土砂を運び込むということなんだけど、それは県として、公共残土なんで公共事業で発生したものを処理させてくれということだと思っております、そ

うというのが市と県との間で今後ずっと繰り返されて、この処分場は終結することがないという状態になり得る、そこまで含めて将来に向かっては開放されておる状態なのかどうか、その辺について考え方を教えてください。

土木課長（丹羽克爾君） お答えします。

まず1点目の処分場の位置づけと申しますか、最終的にどうなるかという御質問でございますが、所定の計画の高さといえますか、容量を処分した後は、苗木を植えまして、もとの山に返すということでございます。将来的には、賃貸借の期間が過ぎましたら、また大森財産区にお返しするということでございます。

あと、可児川の残土を処分して、これが際限なくなるのかどうかという御質問でございますけれども、今のところの計画の10万立方メートルは、市道56号だけでもちょっと足りないぐらいでございます。ですから、いつまでも受け入れられるようなボリュームがあるところではございません。所定の高さまで来たら、それで終わりというところでございます。

委員（伊藤健二君） そうすると、再度確認だけど、当初10万立米とおっしゃったんで、10万立米まで積んだら、それ以上は要望があってもひとまずは封鎖する、苗木を植えて山に戻すということが基本設計だということなんですね。

土木課長（丹羽克爾君） そういった内容で財産区とは契約いたしております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 85ページの狭隘道路整備事業でございます。

狭隘道路後退用地等協議申出書が24件となっておりますが、実際の相談内容はこれ以上にあると聞いております。この事業については、申し出者が分筆測量費を負担しなければならないこと、認定道路であることなどが申し出数の件数にあらわれていませんか。緊急自動車が入ることができなかつたり、自動車同士がすれ違えなかつたりすることを解消し、安心して暮らせる安全で快適なまちづくりを進めるための事業であります。予算530万円に対して決算額が約289万円となっており、執行率が55%弱となっている理由をお尋ねいたします。

建築指導課長（守口忠志君） それではお答えいたします。

申し出者が分筆費用を負担しなければならないことと、認定道路であることなどが申し入れの件数にあらわれていませんかという件でございますが、本事業では、建築行為を行う際、道路後退部分の寄附に当たりまして、申し出者には敷地確定までをお願いしております。道路後退部分の分筆及び所有権移転につきましては、本事業にて対応させていただいております。また、認定道路と赤道等で建築基準法第42条2項道路に該当する場合を対象としておりますので、申し出件数には直接的には影響はないと考えております。

続きまして、執行額が55%弱という御質問ですが、予算額530万円に対しまして分筆測量費として10件、100万円を計上させていただいておりますが、今回8件、128万円を執行しました。ですが、道路後退部分で門扉や生け垣等があった場合に、撤去費用として4件、80万円ほどを計上させていただいておりましたが、実際、道路後退部分にそうした門扉、生け垣等がございませんでしたので、その部分の執行額はゼロでございます。

それから中心びょうのデータ管理としまして、50件で320万円ほど見込んでおりましたが、実際に測量立ち合いがあった件数ですが、27件、150万円ほどでございまして、23件ほど少なかったのが、執行額が55%になった要因だと考えております。

委員（山口正博君） 私、分筆測量費というふうに書いたんでいけなんだかしれませんが、分筆測量をするまでに一番お金のかかるのが確定測量です。先ほど話がありましたように、10件で100万円、8件で128万円ということなんで、大体1件、10万円ちょっとぐらいということなんです。

まず1点が、この10件、100万円と、8件、128万円では金額が違うんですが、確定測量をしておれば、多分土地家屋調査士に委託してみえると思うんですが、さほど面積がむちゃくちゃ大きい小さいということはないと思うんですが、この金額の違いは何でしょうか。

建築指導課長（守口忠志君） 金額の違いにつきましては、敷地面積の大きい小さいという部分で若干影響は出てまいりますので、そちらだと考えています。

委員（山口正博君） それともう1つ、やはり申し出が出るケースが多いかと思うんですけども、この事業を推進していくために担当課として啓発なんかは何か行われていますか。

建築指導課長（守口忠志君） 本事業の趣旨であります建築行為を行う際に道路後退をしていただき、道路用地を確保していただく必要がある旨の説明を、窓口、中心びょうの立ち会い、それからそれを通じまして皆さんに御理解をいただき、事業を推進しようとして今進めているところでございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（川合敏己君） 85ページをお願いいたします。交通安全施設整備事業。

平成24年度から実施している通学路の緊急点検での対策箇所の進捗率はどうでしょうか。事業完了の見通しはいつごろになるのでしょうか、お願いいたします。

土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

まず平成24年度の通学路の緊急合同点検に基づきます対策の進捗率でございますけれども、全体で78.6%でございます。そのうち、市の管理する道路等につきましては97.1%でございます。

続きまして、平成25年度の通学路緊急合同点検に基づきます対策の進捗率でございますけれども、市の分はまだ19カ所ございますが、実施されておられません。一部発注してございます。

事業の完了の見通しでございますけれども、平成24年度、平成25年度の通学路緊急合同点検要整備75カ所のうち、平成26年度までに72カ所の95%が完了する予定でございます。残り3カ所ございますが、そのうちの2カ所につきましては事業が継続中でありまして、これは平成28年度までかかります。

最後の1カ所でございます。これは下恵土でございますけれども、整備計画がまだ検討中でありまして、完了時期については未定でございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 橋りょう維持費の中の橋りょう長寿命化事業というものです。費用は、繰越分を合わせまして設計で350万円ほど、事業費として3,400万円ほどが上げられています。今までの普通の改修事業と比べて、長寿命化と冠される事業の効果とその費用の違いをわかりやすいように、要するに工事内容が明確にどういうふうになるのか、長寿命化というものについては、それによって費用が何割ぐらいアップするのか、そこら辺の今までとの明確な違いを教えてくださいというふうに思います。

土木課長（丹羽克爾君） まず長寿命化の効果でございますけれども、今でもそうなんですけど、対症療法型から予防保全型へ管理手法を改めるということで、突発的な事故を未然に防ぐことで安全な通行が確保できます。それから計画的な対策によりまして、当初予算の分散が可能になります。また、予防保全によりまして、施設が長もちいたします。これによりまして、総コストの縮減が図られるということでございます。

費用の違いでございますけれども、策定済みでございます15メートル以上の橋梁でございますが、長寿命化修繕計画の対象となりました52橋では、約25%の事業費削減が見込まれるというような報告が出てきております。また、橋梁等の道路施設の補修に対します国庫補助を受けるためには、今後、長寿命化計画などに基づく事業実施が必須となってまいります。以上でございます。

委員（小川富貴君） 名前が長寿命化ですから、簡単に言って25%費用が削減できるということもそうなんですけれども、今までの事業と比べてどのくらいの耐久年数が延びるというふうに、この橋に関しては捉えていらっしゃるのでしょうか。

土木課長（丹羽克爾君） 一般的なグラフにあらわせるような、先ほども別の委員の御質問でもございましたけれども、私ども可児市では、昭和40年とか昭和50年代に大変多くの橋梁がつくられてきたわけございまして、そういったものが一度に寿命を迎えるというような可能性がございまして、ステップごとである程度補修をしていけば、今までは本当に悪くなってから病院にかかっておったようなものが、定期的に健診を受けることによって必要な医療が受けられるということと同じように、寿命がどれだけ延びるかというのはなかなか難しいところであると思っておりますけれども、初期の段階で必要な対策が打てるということが一番のメリットであるというふうに考えております。

委員（小川富貴君） 市内の大きな橋梁に関して、何%ぐらいの把握が今までにできていますか、もし、今の回答が真っ当だとするのなら。

土木課長（丹羽克爾君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、橋長が15メートル以上の主要な橋梁52橋につきましては、全て一時的な調査は完了しております。

委員（小川富貴君） 一時的な調査というと、ここに上がっている費用の中の橋りょう修繕詳細設計業務委託料に相応するような調査が終わっているという理解でよろしいですか。

土木課長（丹羽克爾君） それは、工事を実施する際に実際の詳細設計のための費用でございます。そこまでの詳しいものではなくて、近接で目視、それから打音とか、音を聞いたり、そういったことを含めた調査が終わっておると。それによりまして補修の順番をつけて

おりまして、そこまでの調査が終わっておるといところでございます。

委員（小川富貴君） じゃあ優先順位として、あけぼの橋、田白橋が最初に上げられて、今後順にこういう形で工事をしていられる予定を立てられているという理解でよろしいですか。

土木課長（丹羽克爾君） そのとおりでございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤英生君） 団地再生事業につきまして、成約者の自治会入会状況はどのようになっていますでしょうか。

都市計画課長（纈纈新吾君） 平成25年度には3件の成約がございました。まず空き家については2件、いずれも賃貸の契約です。鳩吹台地区です。このお二方については自治会に加入なさっています。空き地については売買で1件、桜ヶ丘地区ですが、まだ建築をされていない状況でございます。以上です。

委員（伊藤英生君） 家の方はみんな入っていただいているということで、大変うれしいんですけども、これは自治会加入を市のほうからも案内しているということでしょうか。

都市計画課長（纈纈新吾君） 市のほうからは、市内に転入される際に、自治連絡協議会が作成をされました自治会への加入の案内のチラシを配布しております。今回についての詳しい経過は確認しておりませんが、お隣の方ですとか、自治会の役員の方などからの働きかけがあったのではないかと思います。

いずれにしても、その地域で一緒に自治会に入ってやっていきたいと思います、ということを通して新しく入ってこられた方に働きかけていただくことが、一番大事ではないかというふうに考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 91ページ、市営住宅管理事業でございます。

市営住宅管理戸数が293戸となっておりますが、入居率はどれくらいですか。また、その他収入の家賃の収納率と現年滞納額、それから累積滞納額はどれくらいとなっておりますか、お答えください。

建築指導課長（守口忠志君） それではお答えします。

平成25年度末現在ですが、入居率は97.6%となっております。これは募集から募集の間に退去者が7名ほどお見えになったからでございます。

それから平成25年度現年家賃は収納率が99.0%で、滞納額は50万1,000円でございます。同じく平成25年度の駐車場使用料のほうでございますが、収納率が98.29%で、滞納額は7万5,000円でございます。平成25年度の現年の家賃と駐車場の使用料を含めると収納率は99.03%となります。累積滞納額でございますが、808万8,250円となります。以上でございます。

委員（山口正博君） 現年の滞納額、住宅も駐車場も含めてなんですが、ふえ続けているものはありますか、それとも何らかの形で埋め合わせをして減っているのでしょうか、そのあたりを教えてください。

建築指導課長（守口忠志君） 現年のほうの家賃でございますが、ここ3年ぐらい続けてですが、3カ月ぐらい滞納があると、個々の滞納者の方に電話等で催促等をさせていただきまして、現年滞納率は年々減ってきております。以上でございます。

委員（山口正博君） 今3カ月というふうにおっしゃったんで、一般的に3カ月が一つの基準になるんですが、それが5カ月とか6カ月とか、さらにふえていっているという件はないということよろしいでしょうか。

建築指導課長（守口忠志君） 全部が全部3カ月以上滞納がないという方ではございませんので、一部の方については、催促してもなかなかお支払いいただけない方も中にはお見えになります。

委員（山口正博君） ある程度の期限を切って、普通民間であればいろんな措置をとっていくんですが、そのあたりはどんな考え方でしょうか。

建築指導課長（守口忠志君） 1つとしましては、未収金につきまして、弁護士に委託を出させていただきまして回収をさせていただいている部分もございます。以上でございます。

委員（山口正博君） わかりました。

そうしましたら、累積滞納額が八百何万円ということなんですが、その中で多分、もう回収不能なものというのはあるんでしょうか。そしてそれを、一般ですと除却損で落としていくんですけれども、市のほうとしては、どの程度でどういうふう処理をされていかれるつもりですか。

建築指導課長（守口忠志君） 委員がおっしゃられるのは不納欠損の部分で、回収見込みのない方ということでございますが、現段階では回収見込みがないという方はゼロだと考えておりますので、平成22年度までは回収見込みのない方については不納欠損として落とさせていただいておりますが、現段階では全員の方に回収見込みがあるということで、回収を促進させていただいております。以上です。

委員（山口正博君） そうしましたら平成25年度で結構なんですが、800万円に対して平成25年度にどれぐらい回収できたか、もしわかれば教えてください。

建築指導課長（守口忠志君） 平成25年度の回収額が849万6,500円に対しまして、収納額として111万2,000円でございます。

委員（伊藤健二君） 過去の事例ですけど、平成22年度以前で滞納処分をした事例はありましたか、なかったですか。あるかないかだけで結構です。市営住宅家賃にかかわって、駐車場を含む滞納処分事例の有無、その1点だけお願いします。

建築指導課長（守口忠志君） 支払い督促を出させていただいております。

委員（伊藤健二君） 支払い督促をするのは当然なんで、払ってくださいという請求はしていると思うんだけど、それでも滞納はあったという話なので、不納欠損で処理したのもあるということなので、それについての最終処理はどうだったかということ。内部的には不納欠損だけど、対市民との関係はどうでしたかということ聞いています。

建築指導課長（守口忠志君） 滞納処分をさせていただいております。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） ページ数91、市営住宅改修事業について。

東野住宅L棟、M棟が住宅長寿命化計画に基づき改修がされ、トイレや風呂に手すりが設置された。今後、車椅子で生活をする必要がふえていくことも考えられるが、完全に車椅子対応になっているのは瀬田住宅の一部屋しかない。車椅子への対応をどうしていくのか。また、募集時や窓口しか車椅子等への対応状況がわからない。常時、ホームページで周知するなどのお考えはないか。

建築指導課長（守口忠志君） それではお答えします。

市営住宅につきましては、長寿命化計画に基づきまして、既設293戸を適正に維持管理していく方針でございます。

車椅子対応の住宅としましては、瀬田住宅の111号室しかございませんが、車椅子でも生活できる住宅としましては、兼山地区の柳栄住宅というところがございまして、そのうちの2戸、101号室、104号室につきましては、キッチン等が車椅子でも入っていただけるような利用ができておりますが、お風呂についてはユニットバスで車椅子対応になっていない住宅がございます。その同じ住宅の中のあとの残りの14戸につきましても、外から直接車椅子で入って生活することは可能だと考えております。

あわせまして、現在改修しております東野住宅の平家建てにつきましては、車椅子で外から直接乗り入れすることはできないんですが、住宅内は大きな段差はございませんので、車椅子での生活はできるかと思えます。こうした住宅を、本人の車椅子利用をお聞きしながら御案内はさせていただいているのが現状でございます。

なお、委員から御指摘いただきましたホームページの中に、車椅子対応とかユニットバスの仕様とか、水洗トイレなどの施設詳細が掲載されておりませんでしたので、ホームページでも確認できるように、9月12日に添付ファイルとして、設備等の内容についてという項目を追加記載させていただいております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（天羽良明君） 105ページ、文化創造センター維持経費です。

主劇場舞台機構用P C & G P交換業務ですが、1,659万円の内訳の詳細と委託方法、委託先は。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） お答えさせていただきます。

このシステムは、主劇場の舞台の、例えば床の機構、それからボタンとかどんちょうとか、いろいろ舞台の上にはぶら下がっていますので、それらの制御、それからコーラスなんかを行うときに音響反射板、ずうっと後ろのほうから前に出てくるものなんですけれども、これらの制御を一体的に行っているものでございまして、公演を実施する際には欠くことができません。それから故障が許されないシステムでございます。

その操作をするテーブルなんですけれども、舞台機構の仕様の設定、動作をつかさどるP C、これはパネルコンピューターというタッチパネルのコンピューターのことでございます。

それから、それに従って各舞台機構の現在地データの表示を行うGPというのはグラフィックコンピューター、絵としてコンピューターの画面に出てくるといったものが組み込まれております。

パネルコンピューター、グラフィックコンピューター、ともに文化創造センター a l a の建設当時から使用しておりましたが、既に製造自体が終了しておりまして、故障した場合などは修理ができない状況となっております。また、使用している基本OSはウィンドウズ2000でございます。こちらも御存じのように、もう既にサポートが終了しております。このような状況を受けて、専用のソフト制作と後継機種への変更を委託したものでございます。

委託先につきましては、現在の舞台機構、それからその操作卓自体は引き続き既存のものを使用するというので、それらの設備を納入した業者であるカヤバシステムマシナリー株式会社への1社随意契約とさせていただきました。

なお、委託設計上の内訳といたしましては、設計書ベースなんですけれども、ソフトウェアの開発費が約94%、それから先ほど申し上げましたハード面、パネルコンピューターとかグラフィックコンピューター、それから無停電電源装置などを搭載しておりまして、それらが残りの約6%という数字になってございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤英生君） 図書館運営一般経費につきまして、レファレンス業務はどの程度活用されましたでしょうか。

図書館長（細野雅央君） お答えします。

平成25年度の実績で1,800件のレファレンスがございました。そのうち1,603件、率にして89.1%につきましては、利用者が求めていた内容の本を提案したり、ずばりそのものの本を探すことができ、利用者の希望に応えることができたところでございます。

なお、残りの197件、率にして10.9%につきましては、本そのものがなかったり、利用者が求めている内容に合致しそうな本がなかったりしたところでございます。

なお、目的の本が可見市立の図書館の本館、分館にない場合でも、他の公共図書館にある場合もありますので、そういった場合は、利用者にとって時間的な余裕があれば他の公共図書館から取り寄せているというようなところでございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 114ページ、体育施設整備事業でございます。

運動公園備品費について、スタジアムの備品ということですが、その品目と金額の内訳をお尋ねいたします。

スポーツ振興課長（長瀬繁生君） それではお答えします。

スタジアムの備品につきましては、各備品ごとの金額はわかりませんので、入札をかけておりますので、それぞれの項目ごとにお答えをしたいと思います。

まず管理棟の事務的な会議を行うような事務用の備品でございますけれども、主に事務用の机、椅子、会議机、会議用の椅子、それからパーテーションパネル、ホワイトボード等を

購入しております。これに166万8,450円となっております。

次に、スタジアムを日常的に管理する備品といたしまして、芝刈り機、掃除機、リヤカー、一輪車、シャベル、コーン、コーンバー、それから水まき用のホースなどを購入しております。これに38万6,400円を支出しております。

続きまして、スタジアムの競技などで利用する備品といたしまして、まず野球・ソフトボール用の防球ネット、試合時の外野のネット等としまして108万1,500円、それから少年野球やソフトボール用のピッチャーのマウンド用のプレート、マウンドの人工芝等で48万5,625円、それからスタジアムの土の部分を整えますコートブラシ、ラインカー、タンカー、ソフトボール用のベース、少年野球用のベース、フットサルのゴール、ネット、コーナーフラッグ等としまして93万9,750円、それから一般用・少年用のサッカーゴール及びネットとしまして67万9,350円、それから人工芝用のラインテープ、これは石灰にかわるものでございますけれども、このラインテープと、それを人工芝に取りつける圧着機、逆に今度ははがすときの巻き取り機としまして69万7,200円を支出しております。

また、自動体外式除細動器、通称AEDでございますけれども、これを1基購入しております。22万7,797円、これなどを購入してございます。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 131ページをよろしくお願いします。下水道管理費です。

普及状況などで、未接続世帯数とその対応をお尋ねします。

下水道課長（平田浩二君） お答えいたします。

公共下水道事業特別会計の普及状況について、公共下水道事業の処理区域内の接続世帯数は、131ページに書いてあるとおり3万1,748世帯です。区域内の世帯数が3万5,083件、その差の3,335件が未接続世帯となります。ただし、この数値は水道メーターの数から割り出した世帯数の推定値でございます。

また、未接続への対応につきましては、はがき等の文書発送や電話による啓発を実施しています。今後も啓発を進めていきたいと考えています。ここ数年は、年間150件ほどのくみ取りとか浄化槽から下水道への切りかえがあります。以上です。

委員（小川富貴君） 費用の面からお聞きしているところですが、入るべきお金が入っていないということについて、多分公共下水道については、件数からいってそれほど多くないと思いますけれども、はがきなどでは下水道法には適用しないということを以前指摘したことがあると思うんですけれども、個々にきちんとした、要するに税を収納すると同じような手はずを整えるということについては、どういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

下水道課長（平田浩二君） 公共下水道につきましては、多額の費用をかけて整備した社会資本であることもあり、水質保全、公衆衛生の向上等に努めていかなければならないと思っております。

平成25年度では65件にはがきを送付しております。実際そのうち問い合わせがあったのは5件、今年度につきましては172件にはがきを送付しております。そのうち13件の問い合

わせがありまして、下水道課としても理解を求めて接続をお願いしたいと思って、今後も同じように啓発を進めていくと思っています。以上です。

委員（小川富貴君） おっしゃったように、多額の費用を、その分ほかの市民が負担するというつくりになっていることは以前から指摘し続けているところです。

特別会計の決算額で、地方債の返済が山になるのが、以前の中・長期計画だと平成27年が返済の山だったんですけれど、そこら辺の変更はありますか。

下水道課長（平田浩二君） 平成29年ぐらいが山だったと思ってはいたんですが、その後、起債のほう償還されていくということで、実際、公共下水の使用料収入として13億円ほどあります。今度逆に未接続の方を割り戻して計算しますと、1億3,000万円ほど収入されていないというものが出るわけなんですけど、また逆にその方たちが下水道につないだ場合に、市が流域下水に負担する金額というのが4,800万円ほどございます。ということで、約1億円ほどが今収入ができていないという状況ではございますが、これからの長寿命化ということで事業を進めていきまして、今後のことを……。

水道部長（村瀬良造君） 話の途中で腰を折りまして、まことに申しわけありません。

この未接続の問題というのは、以前から小川委員御指摘のとおりでございまして、先ほど課長が申しましたように、金額に直すと、全員がつないでいけば年間1億円ぐらいの金額にはなるという形で把握はしておりますけれども、多分そこまではいかないかもわかりませんが、下水道事業といたしましては、先ほども課長が申しましたように、下水道の接続に関しましては非常にお金がたくさんかかるということも事実でございまして、啓発と同時にアンケートをとりました結果では、どうしてもお金の問題が回ってくるということで、例えば具体的に申しますと、年寄りだけの世帯で何で、今後先がないのにとか、いろんな事情がございまして、接続を強制するということもかなり難しいところがございます。

そういった意味で、私どもはできる限り精いっぱいのことといたしまして、啓発をとにかく細かくして、少しでも皆さんが関心を持っていただいて、下水道に接続をしていただくという方向で今後も進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

委員（小川富貴君） 1億円が3会計合計のものなのかどうなのかというのがよくわからないんです。公共下水道よりもむしろ特定環境保全公共下水道、農業集落排水のほうで、時期をずうっと超えてきて接続していらっやらない方が多いわけですから、単に公共下水道の1億円だけを上げて説明をされるという説明の仕方にも、ちょっと疑問を感じるところです。

法律にのっとって業を肅々とするのが行政の役割とすれば、それと行政の公平性を考えたとすれば、様子を見て少しずつではなくて、やらなければならないという形をきちんと持つべきであるというふうに思います。

それは以前にも、よその市町村でもという話があったんですけれど、それと金額の多寡の問題ではなくて、法にのっとってやるという姿勢をまず示していただいて、だからこそ市内在がフェアな形になるんじゃないかというふうに、平等ということになるんじゃないかなあと

いうふうに思います。

それで1点、事業のことについてお尋ねしたいんですが、新たにまた長寿命化ですとか、広見地区でいくと幹線の設計等々が行われていますけれど、広見東地区はそれでも高くやられているんです。ほか5件というふうに131ページに載っていますけれど、東の対岸が低くて、東の対岸が水に沈むんですけれど、雨水の時間何ミリぐらいが今の設計の土俵に上げられているんでしょうか。

水道部長（村瀬良造君） 済みません。今の水に沈むと言われましたのは、雨水・下水の雨水渠のことについてのお話でしょうか。

土木課長（丹羽克爾君） 雨水対策事業につきましては、会計は下水道課なんですけど、事業を実施しておりますのは土木課ですので、土木課でお答えいたします。

一般的に雨水の降雨強度でございますけれども、5年確率でございます、大体1時間当たり50ミリぐらいだというふうに記憶しております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） 小川委員に申し上げますが、今、事前に出していただいた質疑の時間ですので、公共下水道の普及等での未接続世帯、その対応はということで出させていただいておりますので、後ほどまたその時間がございますので、そこをお願いしたいと思います。

それでは、次の質疑に移ります。

委員（伊藤健二君） 先ほど水洗化率の話が出ました。それで90.7%という公共下水道の水洗化率が提示してありますが、その下に書いてある受益者負担金管理システム云々がありますが、この負担金の収納率と水洗化率は、細かい数字はともあれ、基本的には比例しているんですか。それとも下水道受益者負担金、布設をして面整備が終わった時点で3年以内に払ってくださいという料金ですね。これについては、収納率はどのぐらいまで到達しているかというのをお願いしたいんですが。

上下水道料金課長（小栗正好君） それでは、下水道受益者負担金の収納率のほうですが、平成25年度公共下水道のほうで現年で98.10%、特定環境保全公共下水道100%、農業集落排水100%、合計で現年では98.18%となっております。

委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

聞いたとおりで、負担金はほぼ小さいサイズのものは100%だし、公共下水道全体でも98.1%ということで開きがあるんだね、水洗化率とは。だから、供用できる状態になったものに対してどれだけ皆さんが申し込んでやるかどうかということだけれども、家庭の諸事情も含めて難しいところがあるというのが、さっき答弁されたことだと思うんです。

小川委員に一言申しますが、あなたはさっき他人の負担でこの問題がとまっておると言ったけど、他人の負担という方は一部あるかもしれんけど、主要な面はこの負担金で、まず負担すべきことは該当地域の市民が負担をしているという事実になるわけだから、そこは少し言い過ぎじゃないの。

〔発言する者あり〕

だから、負担すべきはやったけど、あとは利用するかどうかの問題。

委員長（伊藤 壽君） 伊藤健二委員、また後ほど討議していただけますので、お願いします。

委員（伊藤健二君） 了解しました。済みませんでした。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 133ページです。特定環境保全公共下水道事業、エリア内の未接続世帯数とその対応です。数だけ下さい。

下水道課長（平田浩二君） 特定環境保全公共下水道事業につきましては、久々利地区、広見東地区、大森地区の処理区域内を合わせた接続世帯数が1,811件で、区域内世帯数が2,019件です。よって、その差の未接続世帯数は208件ということになります。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山口正博君） 133ページでございます。

特環久々利地区下水道施設費と書いてありますが、済みません。その1つ上の目の下水道施設費の間違いでしたので、最初に訂正させていただきます。

前年度対比で138万円の増額の要因が公共ますの増加との説明がありましたが、この公共ますは事業区域内で未設置であったものですか。追加となった敷地の受益者負担金はどのように処理されておりますか、お尋ねいたします。

下水道課長（平田浩二君） 前年度対比138万円の増額につきましては、特定環境保全公共下水道の久々利地区、広見東地区、大森地区3地区を合わせた公共ます設置の8件の工事でございますが、こちらの8件につきまして、それぞれ下水道区域内で負担金、分担金をいただいております。以上です。

委員（山口正博君） 後から公共ますをつけたわけですね。それはつけるべきものが未設置だったのか、後から追加になったのか、それはどちらでしょうか。

下水道課長（平田浩二君） 未設置だったものでございます。後からつけたものもありますし、あと区域内であって、当初は家が建ててなかったけれども、建物を建てたということで分担金が発生した件もあります。

委員（山口正博君） 公共下水道と特定環境保全公共下水道と農業集落排水とあるんですけど、私の記憶の中では、特定環境保全公共下水道と農業集落排水は面積当たりどうのこうのではなくて、1戸当たり幾らだったという記憶ですが、それに間違いがないですかね。

下水道課長（平田浩二君） 特定環境保全公共下水道の久々利地区と広見東地区、あと農業集落排水事業のほうですが、こちらは1建物につき20万円ということになっておりますが、大森地区につきましては、公共下水道と同じく平米500円で負担金を徴収しております。

委員（山口正博君） その公共ますが追加されたものに対して受益者負担金をいただいておりますという先ほどお話でしたが、そうすると、追加のあったのは大森だけで、あとは未設置のものを設置したということによろしいのでしょうか。

下水道課長（平田浩二君） 今説明したところは負担金をいただいているところなんですけど、どちらも公共の取り出しがしていないところでございます、それぞれの取り出しをしてお

りますし、今話しました分担金とかにつきましては、8件のうち3件については平成25年度で分担金をいただいて処理しています。それ以外のところにつきましては、それ以前に分担金だけいただいておりまして、取り出しがしてなかったという状況でございます。

委員（山口正博君） 済みません、私の質問が悪かったかもしれませんが、再度聞きます。

要するに面積当たりでいただいているところは、多分建物をつくっても受益者負担金を払ってやるわけですが、例えて大きな敷地に1軒あった、特定環境保全公共下水道の一部と農業集落排水については1戸当たり幾らという受益者負担金なので、大きな敷地の中に新家をつくってもう1戸ふやした場合は、当然1戸20万円の受益者負担金がかかると私は思うんですけれども、そういうことはなかったということによろしいでしょうか。

水道部長（村瀬良造君） 今のお話なんです、実際に平成25年度加入分担金をお支払いしていただいて公共ますをつけたところがございます。これは特定環境保全公共下水道1戸当たり20万円という形でお金がかかる場所なんですけれども、特定環境保全公共下水道といえますのはエリアを囲むわけですが、大体の場合は農振農用地を除いた旧の集落をかけるわけなんです、先ほど委員がおっしゃられたように、広い土地に建物が1軒だけありますと、その1軒に20万円というお金がかかるわけなんです、今回、同じ敷地の一角で新たにうちを建てていただいたときには、当然20万円の受益者負担金をお支払いしていただく。ただし、下水道自体は市のほうで公共ますまで整備をするという形になっておりますので、それに伴って設置をするというケースがございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（小川富貴君） 135ページです。農業集落排水事業、エリア内の未接続世帯数とその対応をお尋ねします。

下水道課長（平田浩二君） 農業集落排水事業では、今地区、塩河地区、長洞地区の処理区域内を合わせた接続世帯数が1,046件となっております。区域内世帯数が1,077件で、未接続世帯数は31件となります。以上です。

委員（小川富貴君） これについて、対応はとお聞きしましたが。

下水道課長（平田浩二君） こちらにつきましても公共下水道事業と同じく、今年度は特定環境保全公共下水道、農業集落排水のほうははがきを送付しておりませんが、間隔的にあけてはがきを送付したり電話をかけたり等はやっております。

委員（小川富貴君） 今年度というところの決算年度ですか、それともことしのことですか。

下水道課長（平田浩二君） 今年度と申しましたが、これは平成25年度のほうでございます。

委員長（伊藤 壽君） 以上で午前中の質疑は終了いたします。

午後1時まで休憩といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時57分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは質疑を続けてまいります。

委員（山口正博君） 137ページ、可児駅東土地区画整理事業でございます。

名鉄委託工事負担金の工事内容と工事別の金額について、内訳をお尋ねいたします。

都市整備課長（三好英隆君） お答えします。

工事内容につきましては、平成24年8月6日に名鉄と締結した覚書に基づいて工事が行われております。内容につきましては、名鉄の新可児駅東に近接する雨水排水路の設置工事と、名鉄の駐車場1,530平米の機能回復工事になっております。

工事の内訳と金額につきましては、雨水排水路設置工事につきましては、土木工事としましては、ボックスカルバートの据えつけ、仮設の土どめ工事として3,000万円、設備工事として名鉄駅舎のライフラインの配管の塗りかえ、浄化槽の撤去工事で約1,000万円、電路工事、鉄道の架線撤去工事、新設工事で6万6,000円、信号工事で鉄道ケーブルの架設撤去新設工事で93万円で、経費と事務費を合わせて4,600万円ほどになっております。

もう1つの名鉄の駐車場の機能回復工事につきましては、土木工事につきましては舗装工事、側溝設置工事、フェンス工事で1,600万円、設備工事で、これは電灯の設置工事になりますが220万円ほどです。電路工事、鉄道の架線、これは撤去工事と新設工事で60万円ほど、信号工事、鉄道ケーブルの架設撤去と新設工事で130万円ほど、経費と消費税を合わせてトータルで2,100万円ほどで、トータル6,815万1,000円の負担金になっております。以上です。委員（山口正博君） そうすると、これは委託工事負担金ですので、全て工事のほうは名鉄が発注してやっているということでしょうか。

都市整備課長（三好英隆君） そのとおりでございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（山田喜弘君） 資料番号5、7ページ、可児市水道事業会計剰余金処分計算書（案）について質問します。

法律等により制約されていた剰余金や資本金の処分が、議会の関与のもとでそれぞれの公営企業、みずからの経営判断により決定することが可能となりました。利益処分の方向性として、企業債残高を満たすまで減災積立金に積み立てる、建設改良積立金に積み立てる、減災積立金を基本に更新事業費の状況を見ながら建設改良積立金に積み立てる、一定割合で各積立金に積み立てる、特段用途を決めず未処分利益剰余金のままとしていくが考えられるが、未処分利益剰余金を全額建設改良積立金に積み立てるとしたが、公営企業における利益の位置づけと利益処分をどのような検討（指標等）に基づき方針が決定され、今回の利益処分（案）となったのか。

なお、望ましい企業債残高の水準を示す必要はないが、企業債残高償還可能年数は、各事業体の償還能力を示す企業債残高の適正水準の参考となる。本市の年数は何年になるのか。また、建設改良積立金は将来への更新投資を目的とするため、現世代が過度な負担とならないよう、世代間の公平性を確保することが必要だが、本市の見解は。よろしく申し上げます。上下水道料金課長（小栗正好君） それではお答えします。

3つの質問内容と理解しておりますが、まず1点目の、公営企業の利益の位置づけと利益処分の方向性として、建設改良積立金に積み立てることとした方針についてお答えします。

まず公営企業における利益の位置づけについては、市民に必要なサービスを安定的、継続的に提供していくための再投資に回す資金として、内部に留保していくものと考えています。

そこで、今回の利益処分につきましては、中・長期収支計画でも示しているように、今後の施設の耐震化や老朽管路の更新に多大な経費を要することから、建設改良積立金に積み立てることとしたものです。

2つ目の企業債残高償還可能年数が何年になるかについては、財務省が示しております実施監査実務指針にもありますように、企業債残高を償還財源で割って算出する数字と解釈していますが、可児市で当てはめた場合の数字は1.2年となり、負担は少ないと考えています。

3つ目の建設改良積立金は、将来の更新投資を目的としているため、現世代が過度な負担とならないよう世代間の公平性を確保することの見解についてですが、人口推計からも、今後、給水人口は減少し、給水収益も減少していく見込みですが、安全・安心・安定した水の供給のためには、施設の耐震化にあわせて老朽施設の更新も実施していかなければならず、今後多大な費用が必要となります。水道施設耐震化計画やアセットマネジメントを踏まえた中・長期収支計画でも将来の経営状況は厳しくなると予測されておりまして、将来世代の負担は大きくなるというふうと考えております。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 105ページの文化創造センターの維持経費のところ、ここで国庫の支出金があるわけですけど、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金という名前だそうですが、この交付金から支出されるのは、どういう事業に対して支出をされたのでしょうか。

生涯学習文化室長（堀部建樹君） お答えを申し上げます。

今委員が言われました105ページの文化創造センター維持経費の中に黒いひし形が3つありますけれども、その3つ目、主な備品購入は次のとおりですとございます。この下の3つに充当されております。

1つは、調光器の装置、関数信号の発生器、210万円のうちの200万円が交付金として割り当てられております。それからその下、有線インカム機器等682万5,000円に対して680万円の交付金が充当されております。そしてもう1つ、映像シアター音響機器の購入でありますけれども、488万2,500円の事業費に対して442万円が充当されておりまして、この3点を合計しますと、委員が言われました1,322万円の国庫支出金ということになっております。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） それでは、次の質疑に移ります。

委員（富田牧子君） 次の106ページの図書館のところですけど、図書館施設管理経費の中で、翌年繰り越しとなった工事というのがありましたが、この内容についてお伺いします。

図書館長（細野雅央君） 繰り越しとなった工事の内容でございますが、図書館本館の受変電設備改修工事でございます。

工事の内容といたしましては、受変電設備における変圧器の交換、それから変圧器の絶縁油の入れ替え、ケーブルの交換でございます。このうち、受変電設備における変圧器の交換につきましては、トランスの規格の基準が変更されたため、変圧器の納入が契約期間内に合わなくなったということから繰り越しをさせていただいたものでございます。以上です。

委員長（伊藤 壽君） それでは、事前質疑につきましては以上でございます。

そのほかの質疑を許します。質問される方は、お1人、質疑1回につき1問としてください。

委員（富田牧子君） 環境課にお尋ねするんですけど、平成25年で、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法関係でどれぐらいの工事とかいろいろありますけど、随意契約となった金額を教えてくださいんですけど。

環境課長（高野志郎君） 今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

済みません。随意契約だけでいいですね。

委員（富田牧子君） 随意契約のほかにもありますか。

委員長（伊藤 壽君） 環境課長、よろしいですか。後ほど回答をいただくということで、お願いします。

それではほかに。

委員（天羽良明君） 公共下水道とか農業集落排水とかの未接続の件数を詳細に聞いたんですが、その中で企業が占める件数をちょっと教えていただければと思います。

下水道課長（平田浩二君） 実は水道メーターの数で推定しておりますので、企業の数はこちらと不明でございます。

委員（小川富貴君） 先ほど土木課のほうから、犬のおしっこをかけることで鉄のものが腐食して3分の1ぐらいになるというお話をされました。私も、あちこちでガードですとかポールの下、本当に早く腐食しているのをよく見るんです。

ここに市の政策としても、犬の飼い方講習会というのがあるんですけど、雄犬ですね。雌犬はあんなひっかけるようなことはしませんから、雄犬はいけないということを教えればしません。こういうところでしちゃいけませんというしつけがきちんとできた犬は、鉄製のところではおしっこをしなくなるんです。だから、本当にそういったものの修理にこれからお金がかかってくるということだったら、しつけの段階で雄犬にはこういったことをきちんと教えるということが、以前からそうは思っていたんです、鉄が物すごく朽ちている状況を見えていますから。そういうようなことをぜひ試みていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

市民部長（西田清美君） 今の御質問は担当が環境課で、環境課長がお答えするべきところですけども、犬のしつけ教室というのをやっているということは委員も御承知だと思います。その中で、こういうことについて、どういう対応ができるのかということも、ちょっと今答えはできませんけれども、今後の教室の打ち合わせをするときに、そういう御意見があ

ったということを参考にさせていただきたいと思います。以上でございます。

委員長（伊藤 壽君） ほかにございますでしょうか。

委員（小川富貴君） 平成25年度はそんなに雨が多くなかったんですけど、最近デング熱というものが出てきているんですけど、公園をお散歩すると必ず何カ所か蚊に刺されるんです。公園の水たまりの駆除みたいなことが、これからの課題として非常に重要になってくると思うんですけど、それは行政だけでは決してできないことで、地域住民を巻き込んだ形で蚊の駆除、幼虫の駆除、特に越冬するこれからのものに対する駆除の対策を考えるということをご希望でしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（伊藤 壽君） 小川委員、この決算に係る質疑、どこに該当するか申してからお願いしたいと思います。

委員（小川富貴君） 72ページの公園管理負担金というところの支出が入っているんですけども、こういう中でこういった事業を、多分平成25年度についてはそんなになかったろうというところから入ったんですけど、今後もし、可能ならばぜひ必要であると思いますから、着手していただけないでしょうかという質問です。

委員長（伊藤 壽君） 済みません。決算の質疑に主眼といたしますか、それでお願いしたいと思いますので、皆様に申し上げます。よろしく申し上げます。

ほかにございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければこれで質疑を終了します。

それでは先ほどの回答がありますので、環境課長、お願いいたします。

環境課長（高野志郎君） 先ほどの下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の関係で金額ですけども、3億2,054万2,346円です。

委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それではほかに質疑はないようですので、それでは認定第1号から第15号までの平成25年度各会計決算についての質疑を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。御退席ください。

暫時休憩といたします。

休憩 午後1時15分

再開 午後1時17分

委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

質疑の結果を踏まえまして、可児市議会として、平成25年度決算審査の結果を平成27年度の予算編成に生かすために注意を喚起すべき事項など、委員長報告に付す、または附帯決議に付したほうがよいと思われる意見をお聞きし、後日開催する第2分科会において、建設市民委員会所管の提言案をまとめていただきます。

それでは、意見のある方は挙手をして発言をしてください。お願いします。

委員（富田牧子君） きょう、酒井委員もおっしゃったんですけど、私もちょっとだけ質問しましたが、こういった国際交流のあり方というのか、そこら辺のことで何か提言を出したらどうかというふうに思うんですけど、ロタ島とは終わりましたけど、新たにいろいろやるということですけど、なかなかいろいろお聞きになって、酒井委員がされた質問がとてもよかったし、今後こういうことを提案していったらどうかというふうに思いました。

委員長（伊藤 壽君） ただいまの意見に関して何かございますか。

御意見のある方はお願いします。

委員（山田喜弘君） 所管の委員会で取り上げてもらえばいいと思います。

委員長（伊藤 壽君） ただいま所管の委員会で取り上げてもらえばいいという御意見でしたが、何かもう少し踏み込んで御意見のある方はございますか。

委員（酒井正司君） 可児市は国際交流って下手くそなんですよ。このロタ島もそもそも県に当てられて、渋々やったみたいない経緯があるみたいですが、ただやったことはマイナスじゃなかったということと、子供たちに少なからず影響があったということが成果だったと思うんですが、今度、オーストラリアから大量の小学生、それから高校生も来るようですが、やっぱり一歩踏み込んで、本来の交流事業というものに取り組みなきゃいかんと、そういうチャレンジ精神が必要だろうということと、多文化共生だとか、これだけ外国人がおるまちでもう少し前向きに一歩踏み出すような交流事業があってもいいんじゃないかなあというふうに思いますけど。

委員長（伊藤 壽君） そのほか、この件に関して御意見はございませんか。

委員（澤野 伸君） 平成24年度の予算決算委員会の提言にも出しておりましたけれども、市道の整備と管理についてということで、歩行者の安全確保のため、歩道等整備を進めることや適切な道路維持管理を行うなどの長期管理計画、長期ビジョンを早急に整え、十分な予算配分を行うことということでありましたけれども、これも酒井委員の22番目の質疑の中での取り上げもありましたが、短・中期計画はもともとないという回答で、特に市道の管理については、要望が出されたらそれをやっていく程度のものだということで、市道全体でどう扱っていくかという長期計画みたいなものはないということでしたし、またかなり差額というか、残が残っておる段階で、きのうも話題になりましたけれども、基金に当然半分を積み立てるのは、そういうことなんですけれども、必要な事業はやっぱり積極的に行っていくべきではないかなという思いもありますので、道路維持管理のこういう事業について、もう少し積極的な支出をしたらどうかということの提言を出したらいかがかなというふうに思っています。

委員長（伊藤 壽君） ただいま澤野委員の意見に対して、関連で御意見ある方、お願いします。

〔挙手する者なし〕

ないようですね。

そのほか、今までの意見以外に御意見ある方、お願いしたいと思います。

委員（伊藤健二君） 建設関連で、40番目の山田委員が質問された可児市の水道事業会計の剰余金の処分のあり方に関する点なんですけど、大変大事なことを指摘されていると聞いていました。市のほうは、今回の措置についてはここに書いてあるとおり、建設改良費に全額組み入れて対処するという方針だということだけど、企業会計内の処理の話という側面もあるし、一般会計とはまた別建てということもあるので、どこまでこの問題に執着する必要があるかというのは議論があるかとは思いますが、基本的に企業債の返済にどう対応するかという話と、引き続き再投資をするという側面があって、その辺のバランスをどう方式化するか。一定の考え方として安定路線を築くかという点について、皆さんはどうお考えなんですかね。そういうことはまだ考えなくていいよというふうなのか。その辺については、議会側として一定の見解なり、見地というのを持っていくべき時期じゃないかと思うんですけど。

というのは、特別会計がそのうち下水道関係が企業化という方向も出てきておるし、それが2つ出てきて、若干年数がたっていくと、いわゆる公営企業化という問題が一定の大きなウエートを占めるということもあるので、その辺ですよ。いわゆる利益処分という考え方、普通の一般会社の利益処分とは全く違うので、株主配当をどうするかという話には全然ならない話ですから、市民サービスの点と、企業の健全な存続という問題について、利益の処分というのは極めて大きな位置を占めている話ですよ。最終的にそれをどうするかで、公営企業の存立の方向が決まっていくわけやもんで、そういう点でちょっと見解、見識を闘わせていく必要があるんじゃないですかね。私はそう思って、その問題をよく検討してほしいということなんですけど。どうすべきだという話ではないんですよ。この問題について取り上げて、方向を見定めていく議論が必要だという話をしただけなんですけど、どうでしょうか。

委員長（伊藤 壽君） ただいまの意見について、皆さんいかがでしょうか。

委員（山田喜弘君） 伊藤健二委員からそのような御意見をいただきましたが、地方公営企業法では、改正がありまして、32条の2項で、毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないということなので、議会の議決を経て利益処分することになるので、今伊藤健二委員が言われたように、どのような考え方をしておるのかをしっかりと注視する必要があるし、考え方を論点整理しておく必要があるかなとは思っております。きょう一定の回答は執行部から受けましたけれども。

委員長（伊藤 壽君） この件に関して意見のある方、ございますか。

委員（富田牧子君） わからないので聞くんですけども、この問題は、さっきの水道の話ですけど、今どういうふうか、議会として何かを出さないと、もうその次は企業会計に、水道は企業ですけど、下水道もそうなるってことなので、申し立てる時期というのが、どうなんですか。今しかないのか、それとももうちょっと議論をみんなで深めて、この次でも間に合うよとかいう話なのか、ちょっとそこら辺がわからないので教えてほしいんですけど。

委員（山田喜弘君） これは、特に来年大きく決算の貸借対照表とか随分変わっていきます。

先ほど申し上げたように、議会の監視のもとで利益処分を決めるということなので、そういう決め方をしたのは、議会が決めたということなので、よくよくこの利益処分案について議決責任が発生すると思いますので、その点をちょっと。

どういうふうに提言するか、また提言自体するかどうかは別にして、議論をしてもいいとは思っております。

委員長（伊藤 壽君） この件に関してほかに御意見のある方、お願いします。

〔挙手する者なし〕

それではないようですので、そのほか、今までの3件以外に御意見のある方はございますか。

委員（林 則夫君） 下水道に関してですが、現在、特定環境保全公共下水道という言葉はあるけれども、3カ所ありますね、久々利と広見東と大森。現実、特定環境保全公共下水道というのは久々利だけなんです。広見東と大森は、要するにフェイントにかかったのは建設省なんです。処理場をどこにつくろうかということで、大森の場合は給食センターのあの脇で、候補地だけ上げた。広見東は広見グラウンドの近くで、用地の準備だけはしようとしたということで、見切り発車みたいな形で実際施工されてしまって、それで処理場のないまま、要するに公共下水道と何ら変わらないんですよ。

だから、名前だけは特定環境保全公共下水道ということになって、一部徴収の仕方が違うかな。平米500円のところと20万円か、何か違いがあるけれども、僕は前からそれを指摘しておるんですが、これからいろいろ変わってきますので、形態が。そして、この辺のことは統一をして、それで久々利もできるだけ早い時期に本管に接続をするような形にして、そして、次のステップを踏めるような形にしたほうがいいよということは前から言っておるんですが、お金がないとか何とかといってなかなかやろうとしないけれども、現実そういううやむやな形で、名前だけ特定環境保全公共下水道で残ってきた。

それで、今度はちょうど上水道のほうでは飲料水供給事業と久々利の簡易水道事業だけは統一しましたけれども、ああいうような形で下水道に関しても統一は必要ですね。行く行くは農業集落排水のほうも接続することになってくると思うけれども、そうなった場合に、所管庁の縄張りの関係もいろいろあるかもしれんけれども、そういうものをクリアして、そして統一しておいたほうが、5年先のいろんな計画にものっていきやすいんじゃないかなということを前々から考えておりますので、またぜひ提言の形でも、何らかの形で執行部にも十分承知をしておいたほうがいいかなと思いますので、一言発言をしました。以上です。

委員長（伊藤 壽君） 下水道に関する問題についての意見をいただきましたが、この件に関して御意見のある方、お願いしたいと思います。ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、それ以外の件でも結構ですが、ありますか。

〔挙手する者なし〕

ないようでしたら、ただいままでに4件ほど出ております。国際交流について、それから

市道の整備に関する事、それから水道事業の剰余金の処分のあり方について、それからただいまの下水道に関する問題ということで4点ほど出ております。

これら皆様からいただいた意見につきまして、副委員長よりまとめていただきますので、よろしく願いいたします。

副委員長（板津博之君） それでは、自由討議で出た意見についてまとめさせていただきます。

まず1つ目は、国際交流事業について。多文化共生のまちである本市として、もうちょっと踏み込んだ国際事業にしていったほうがいいのではないかというような御意見だったかと思ひます。

2つ目としましては、道路維持事業に絡んで、市道整備も含めての中・長期のビジョンを、以前にも提言として出しておるんですが、そういったビジョンをつくったほうがいいのではないかとということと、あと必要なものには支出をするという観点から提言をしたほうがいいんじゃないかということでございました。

3つ目としましては、水道事業会計剰余金処分の仕方についての御意見が出たかと思ひます。

4つ目としましては、特定環境保全公共下水道事業については、現行は久々利地区だけなので、これをもう接続してしまったほうがいいのではないかと。それについて提言をしたほうがいいという御意見だったかと思ひます。

以上4点にまとめさせていただきました。

委員長（伊藤 壽君） ただいまの副委員長のまとめをもとに、9月22日に開催する第2分科会において、建設市民委員会所管の提言案をまとめていただきます。

その後、9月26日の予算決算委員会において、分科会長より報告をいただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の当委員会の会議の日程は全部終了いたしました。これで終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、本日はこれにて散会いたします。

なお、次回、明日9月18日午前9時より予算決算委員会教育福祉委員会所管部分を行いますので、よろしく願いいたします。本日は大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後1時34分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月17日

可児市予算決算委員会委員長